



筑西市マスコットキャラクター
『ちっくん』

第2期

筑西市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

筑西市

(表紙裏)

ごあいさつ



近年の人口減少、少子高齢化の加速に伴い、子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化している中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況にあります。

本市では、平成27年3月に「人とひととのぬくもりで、子どもが育つ 親が育つ 地域が育つまち ちくせい」を基本理念とした「筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園化の推進を図るとともに、子ども・子育て支援法に定める13事業全てにおいて支援体制を確保し、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組みを推進してまいりました。

平成31年4月には、妊娠期から子育て期にわたり一体的な支援を実施する体制を構築するため「こども部」を創設し、母子保健コーディネーターを配置したほか、令和元年6月には、こども家庭総合支援拠点を併設した「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師等や専門の相談員が様々な相談に応じ、必要なサービスや支援方法を利用者様と一緒に考える体制を整えました。

このたび、改めて市民の皆様の子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を再度、分析・整理した上で「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、当初からの基本理念の実現に向けて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をより一層推進するとともに、筑西市に住む子どもたちの健やかな育ちと、保護者の子育てをしっかりと見守っていただけるよう、教育・保育環境の整備や、子育て支援の更なる充実に取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にあたりご尽力いただきました「筑西市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」等にご協力をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から御礼申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

筑西市長 須藤 茂

(市長あいさつ裏)

目 次

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画の主旨	1
（1）計画策定に当たって	1
（2）計画の性格と位置付け	2
（3）計画の期間	3
（4）計画の策定体制	4
2 主な取組みの状況	5

第 2 章 筑西市における子どもを取り巻く現状と課題

1 筑西市の概況	7
（1）人口・世帯の動向	7
（2）出生の動向	9
（3）社会の動向	10
2 教育・保育に関する状況	11
（1）特定教育・保育施設	11
（2）地域の子育て支援	13
（3）放課後児童クラブ	17
（4）小学校・中学校	18
（5）障がい児の通所事業	19
（6）公園・緑地等	19
3 子育てニーズの状況（アンケート結果）	20
（1）就学前児童の保護者の状況	20
（2）小学校児童の保護者の状況	24
（3）子育て環境について	26
4 現状における課題	28

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	29
2 重点的な取組み	30
（1）地域の子育て支援拠点の有効活用と充実	30
（2）放課後児童クラブの実施体制の強化	31
（3）子どもや家庭へのきめ細かな対策	32
3 教育・保育提供区域	33

第4章 子育て支援事業の推進

1	児童・生徒数の予測と量の見込みの考え方	35
2	教育・保育事業	38
(1)	1号認定(3歳以上で「教育」が必要な就学前児童)	39
(2)	2号認定(3歳以上で「保育」が必要な就学前児童)	40
(3)	3号認定(3歳未満で「保育」が必要な就学前児童)	41
3	地域子ども・子育て支援事業	43
(1)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等	43
(2)	時間外保育事業(延長保育事業)	45
(3)	一時預かり事業	46
(4)	病児保育事業(病児・病後児、0～5歳)	48
(5)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	49
(6)	子育て短期支援事業(ショートステイ)	50
(7)	地域子育て支援拠点事業	51
(8)	利用者支援事業(基本型・母子保健型)	52
(9)	妊婦に対する健康診査	53
(10)	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	54
(11)	養育支援訪問事業	55
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	56
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	56
4	教育・保育の一体的提供及び推進	57
(1)	特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	57
5	子ども・子育て支援に関する施策の推進	59
(1)	特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保と支援	59
(2)	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	59
(3)	子育てと仕事の両立支援	60
(4)	子どもと親の健康づくり	61
(5)	子育て世代に対する経済的支援	64

第5章 計画の推進方策

1	協働による計画の推進	65
2	計画の評価・検証	66

◇資料編◇	67
-------	----

第 1 章

計画策定に当たって

(裏白)

1 計画の主旨

(1) 計画策定に当たって

急速に少子・高齢化が進展する中で、保護者の就労環境や子どもを取り巻く生活環境も著しく変化しています。社会全体として、少子化対策や子ども・子育て支援の取組みは最大の課題となっており、本市としても、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することを可能とする社会の実現を目指していく必要があります。

国は全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備し、これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートしています。

本市は、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に努め、子ども・子育て家庭を支援する様々な施策を総合的に展開してきました。「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」においても「人とひととのぬくもりで、子どもが育つ 親が育つ 地域が育つまち ちくせい」の基本理念の実現に向けて、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の実施及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図っていくため、本計画を策定し計画的に推進するものです。

(2) 計画の性格と位置付け

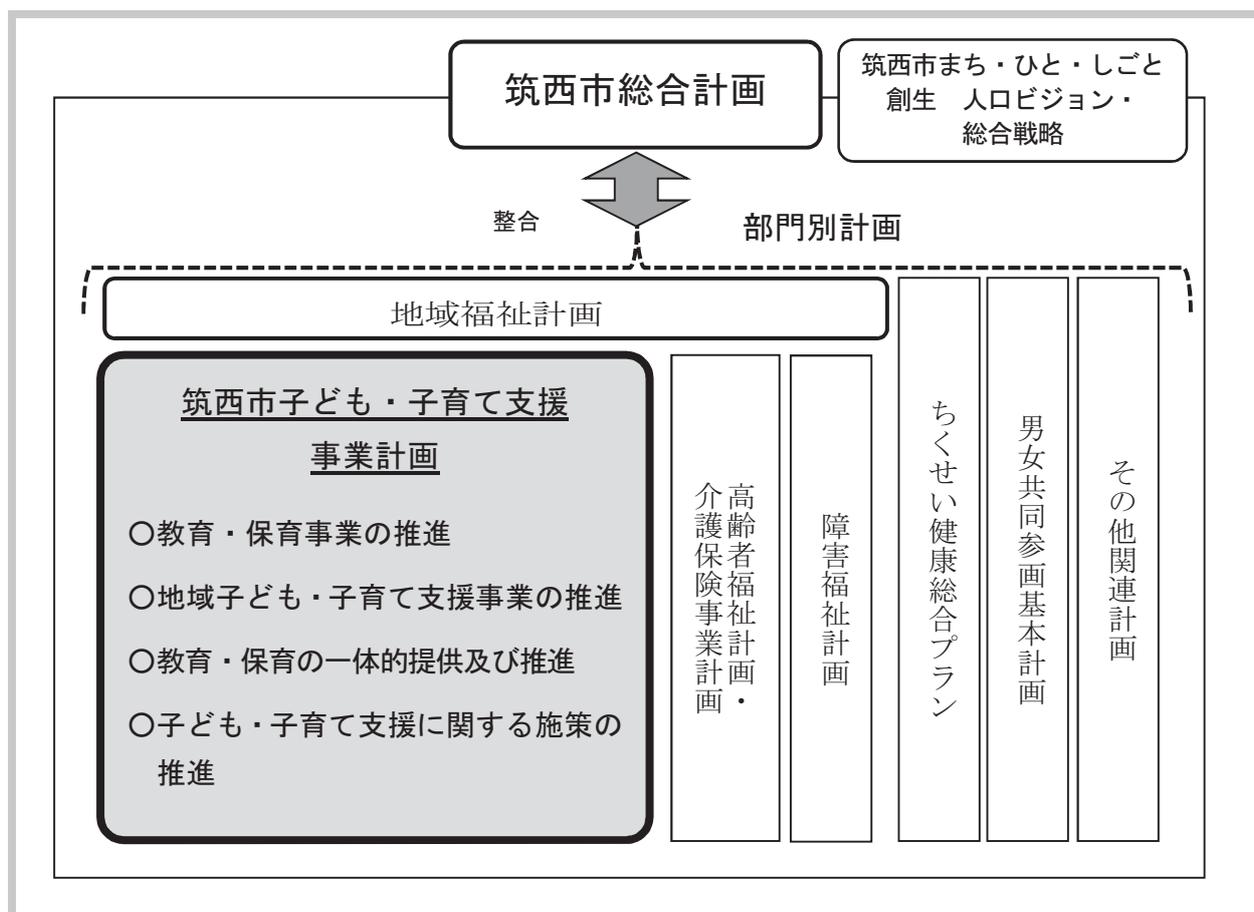
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本市の最上位計画である「筑西市総合計画」の部門別計画として位置付け、その他の関連する諸計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援の取組みを推進していくものです。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■計画の位置づけ



(4) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の開催

本市の子育て支援について幅広い議論を行うため、医師等の保健・医療機関関係者や福祉・教育施設等の従事者並びに学識経験者、市民代表等からなる「筑西市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

② 市民参加の体制

○アンケート調査の実施

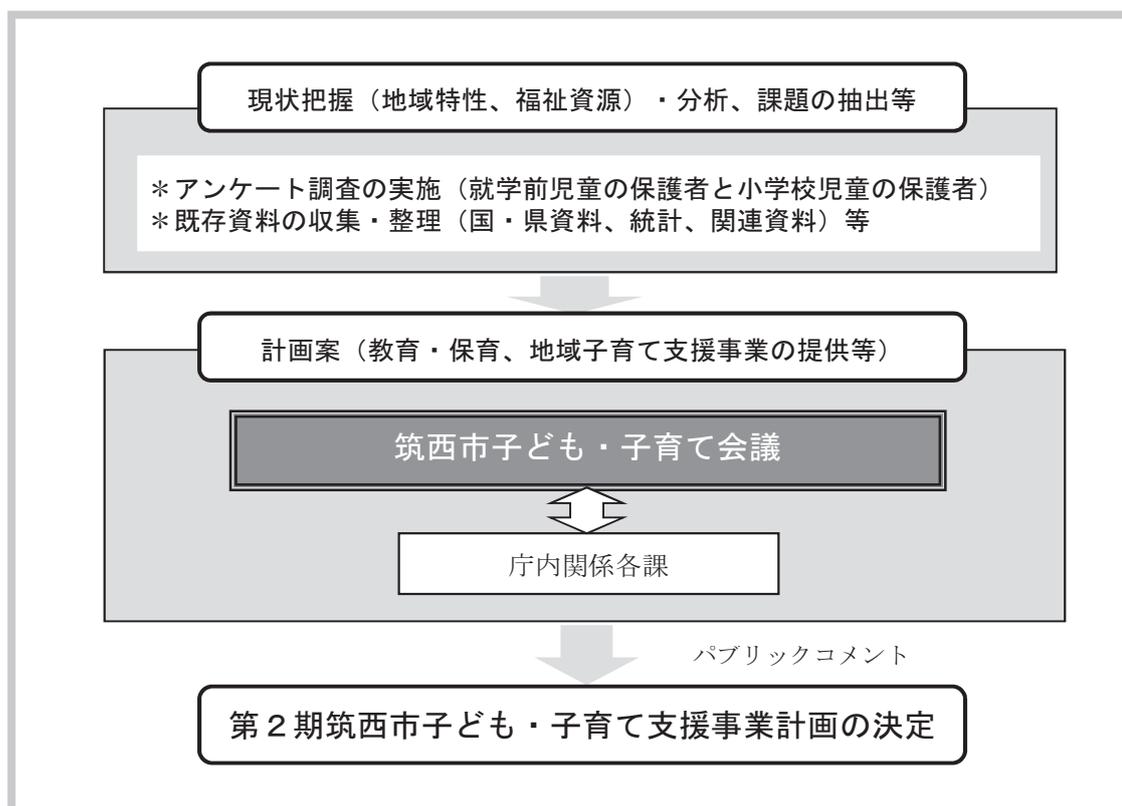
保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブなどの利用状況及び利用意向などを把握するためにアンケート調査を実施し、分析を行いました。

調査	対象数	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童の保護者	1,000	621	62.1%
② 小学校児童の保護者	1,000	626	62.6%

○パブリックコメントの実施

計画案を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行うパブリックコメントを実施し、計画内容に反映させました。

■計画策定のイメージ



2 主な取組みの状況

平成27年3月に策定した「筑西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭を応援する施策の充実に努めてきました。

主な取組みの状況は、以下のとおりです。

(1) 子どもの育ちを支える

第1期計画では、乳幼児期からの発育・発達の状況確認に努めるなど、心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指してきました。

特に、令和元年6月に子ども家庭総合支援拠点を併設した「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談に、保健師や専門の相談員が応じる体制を整えました。

さらに、子ども家庭支援員や虐待対応専門員として保健師を配置して、継続した子育て支援が必要な家庭に対し、地域の関係機関と連携してそれぞれの家庭に合った支援が行える体制を確保しました。

(2) 子育て家庭の教育・保育環境を整える

第1期計画では、幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境の整備、地域の実情に応じた子育て支援サービスを充実し、安心して子育てできるまちづくりを目指してきました。

この間、保育所（園）や幼稚園から認定こども園への移行が進んだほか、新規の認定こども園の開設、小規模保育事業の認可等により、利用定員数の増加に努めるとともに、茨城県西部メディカルセンター内に病児保育室「ひまわり」を開設し、発熱等の急な病気時に子どもを専用スペースで預かる病児保育事業の体制を整えました。

(3) 地域での育ちと子育てを見守る

第1期計画では、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、地域で子どもを育む意識を高めることで、子育てしやすいまちづくりを目指してきました。

市内3か所の公設の子育て支援センターのほか、一部の民間の保育所(園)や認定こども園など子育て家庭の身近な場所において、子育て講座やイベントの開催、子育てに関する相談、指導を行ってきました。

また、市庁舎のオープンに併せて、キッズコーナー「ちっくんひろば」を庁舎内に開設し、市内の親子や祖父母のほか、近隣の親子の方も利用されています。地域みんなで子育てしていこうという想いのもと、子どもの遊び場のみならず、親同士の貴重な交流の場となっています。

第 2 章

筑西市における子どもを取り巻く 現状と課題

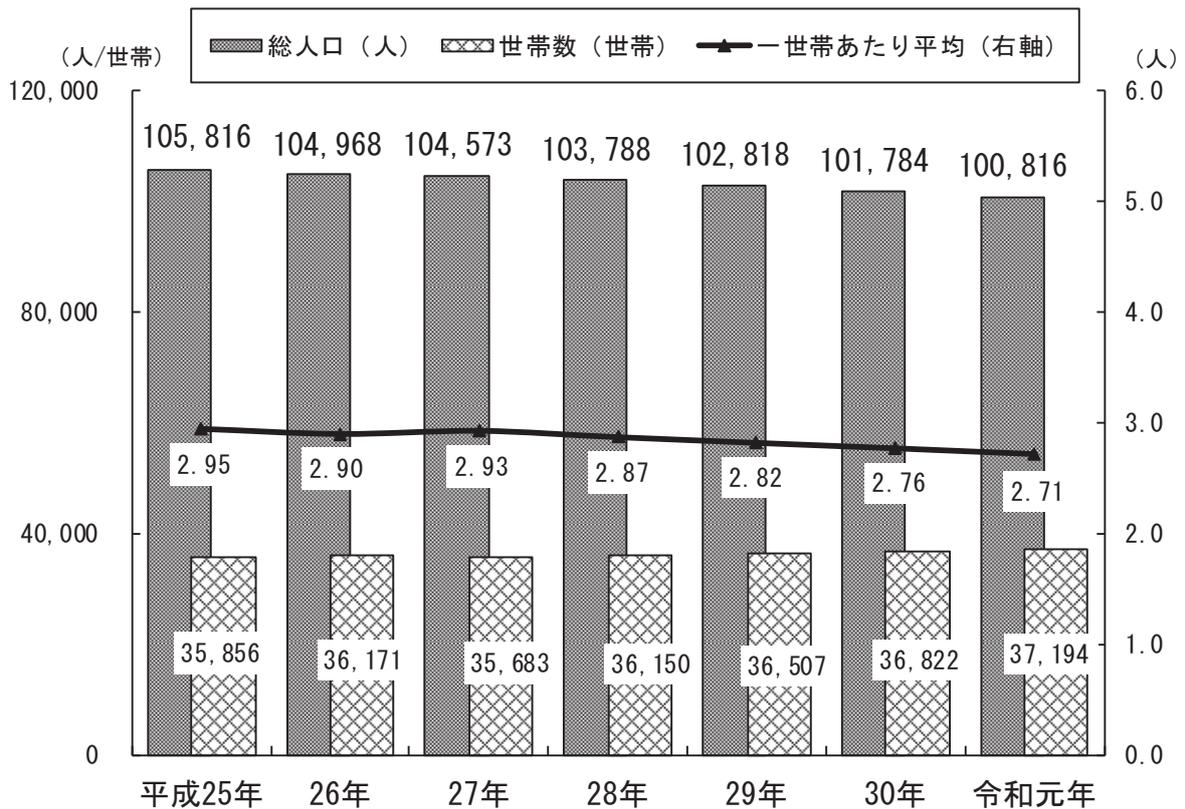
(裏白)

1 筑西市の概況

(1) 人口・世帯の動向

① 総人口・世帯数等の推移

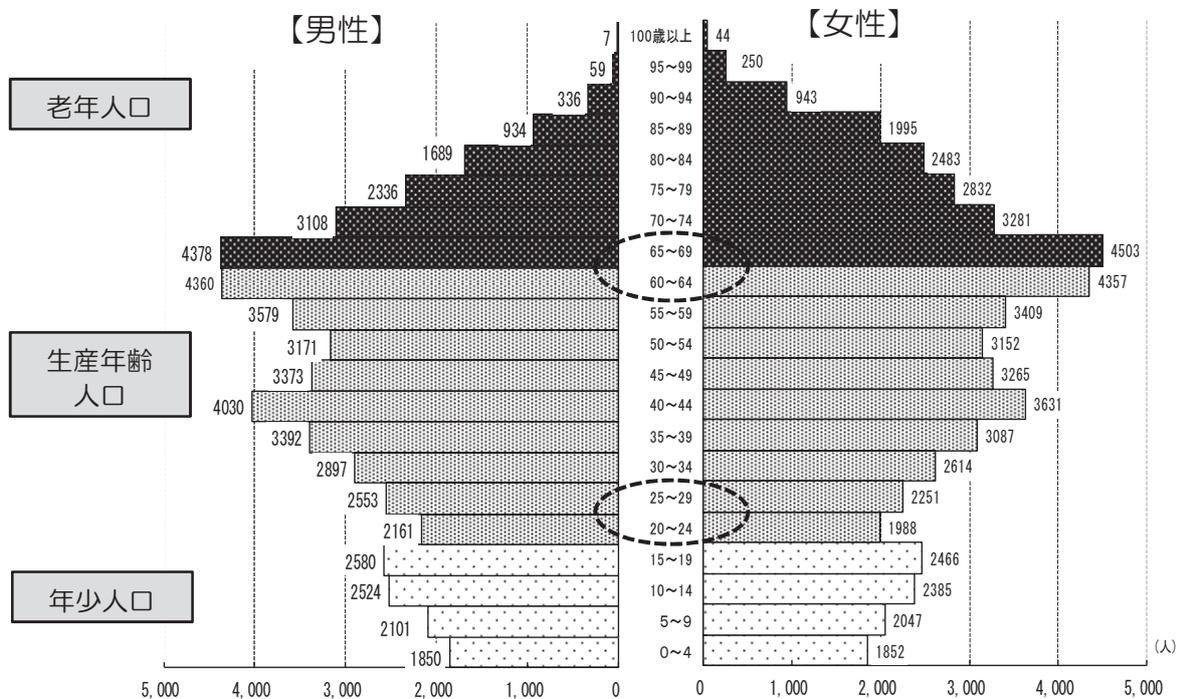
令和元年現在、筑西市の総人口は100,816人で減少傾向です。その一方で、近年、世帯数はやや増加傾向にあり、一世帯あたりの人数は少なくなっています。



資料：常住人口調査（10月1日現在）

② 男女別の人口構成

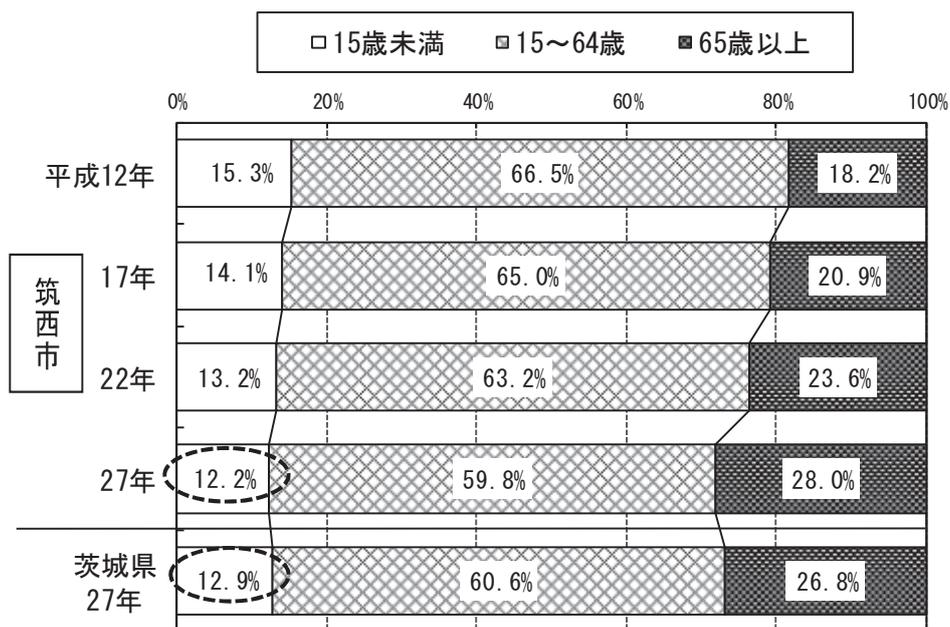
人口構成を見ると、男女とも“60～69歳”の人口が最も多くなっています。その一方で、男女とも20歳代が特に少ない状況になっています。



資料：国勢調査（平成27年）※年齢不詳は除く

③ 年齢三区分人口の推移

平成27年現在、15歳未満の占める割合は12.2%で、茨城県の12.9%と比べてやや低い割合です。その一方で、65歳以上の割合が増加しています。

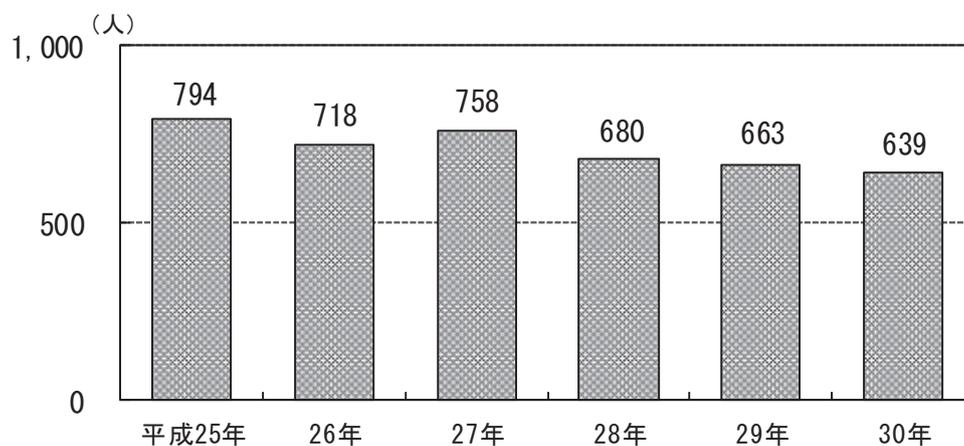


資料：国勢調査

(2) 出生の動向

① 出生児の推移

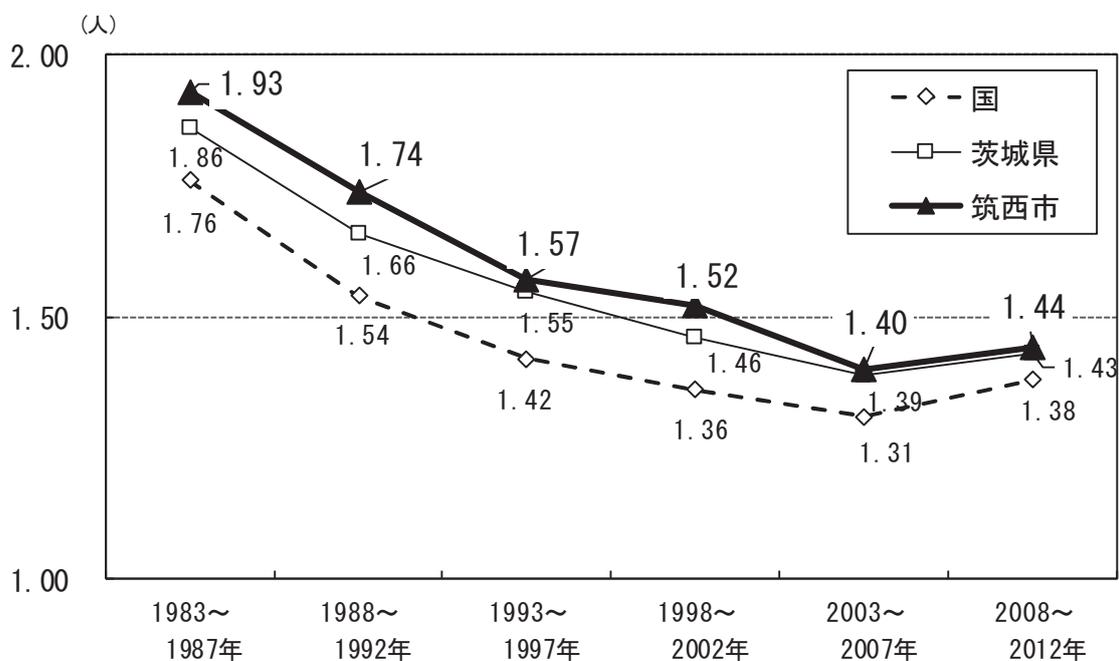
筑西市における出生児の推移を見ると減少傾向にあり、平成30年は639人の出生となっています。



資料：常住人口調査（市統計要覧）

② 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む平均子ども数を示す合計特殊出生率を見ると、一貫して減少していましたが、2008～2012年には国、茨城県、筑西市とも上昇しています。また、本市は、国、茨城県よりも比較的高い状況で推移しています。

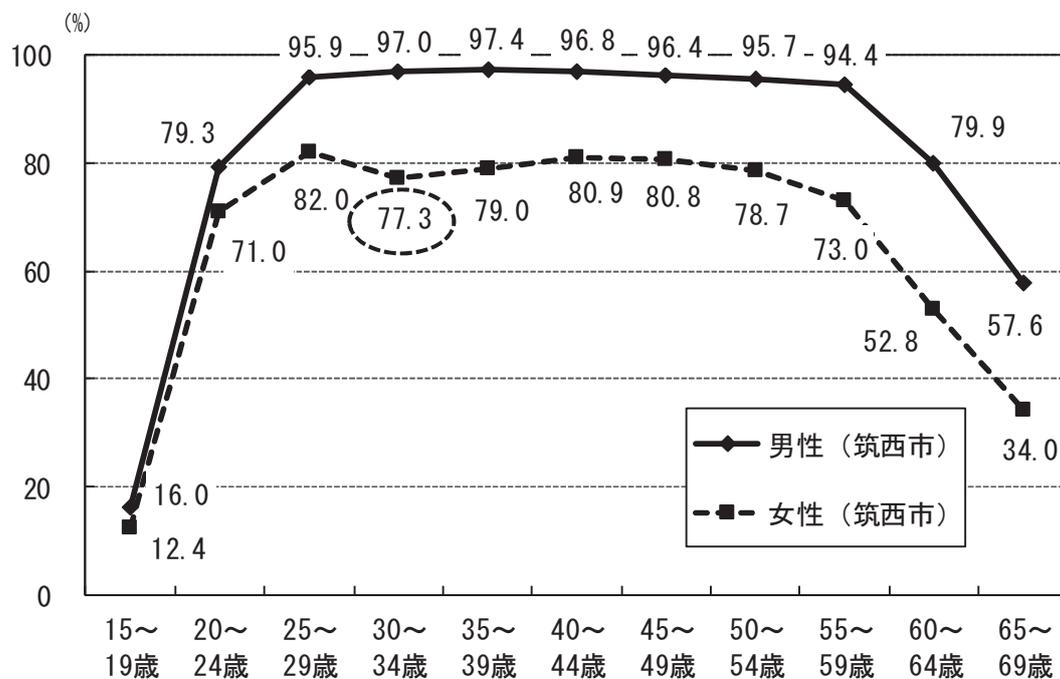


資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3) 社会の動向

① 年齢別就業率

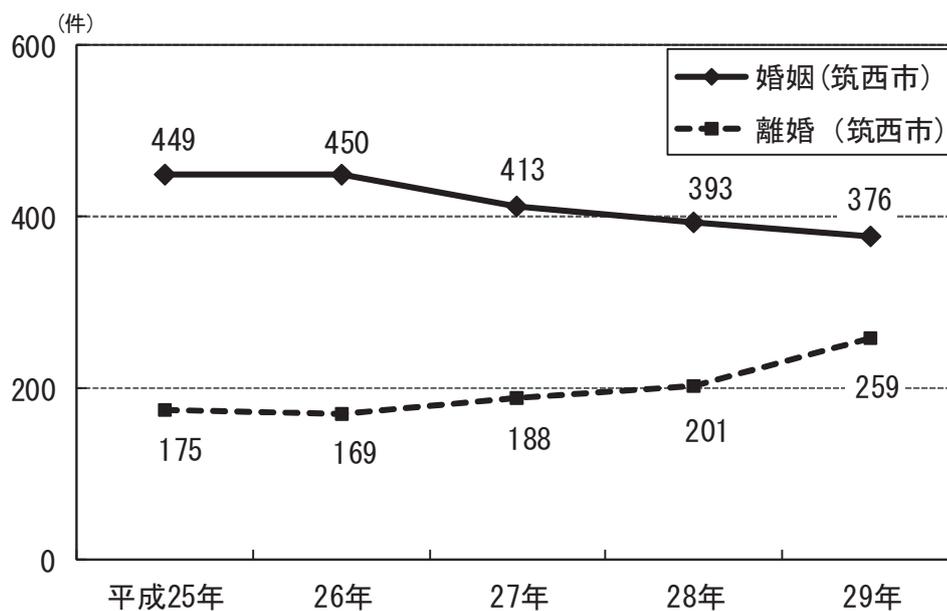
本市の女性の就業率は“30～34歳”で若干低くなりますが、いわゆる子育て期の年齢でも、8割程度の女性が就業していることがわかります。



資料：国勢調査（平成27年）

② 婚姻・離婚の推移

筑西市の婚姻数は、平成29年現在376組で減少傾向となっています。



資料：人口動態統計（市統計要覧）

2 教育・保育に関する状況

(1) 特定教育・保育施設

① 特定教育・保育施設の状況

平成31年4月現在、市内の保育所（園）は8園（公立1、私立7）、認定こども園は18園（公立1、私立17）あり、保育所（園）入所待機児童はいません。

しかし、一部の保育所（園）、認定こども園では定員数を上回る入所申込が見られます。

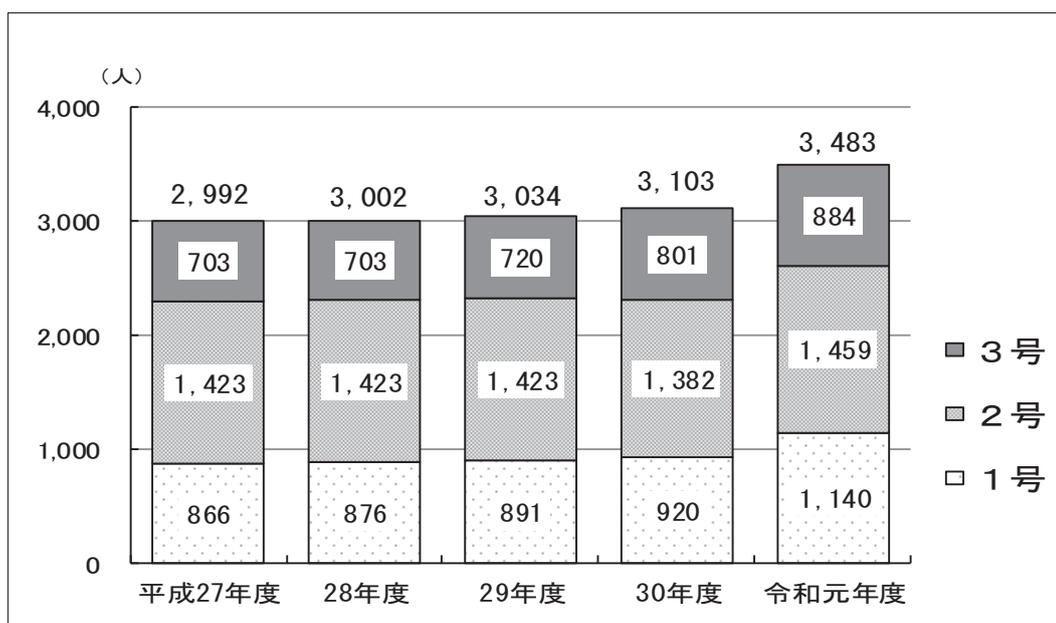
■ 特定教育・保育施設の状況

(単位：か所)

年 度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度 (見込み)
施設数		26	27	27	29	28
保育所(園)	公立	1	1	1	1	0
	私立	14	14	13	7	3
幼稚園	公立	2	2	2	2	1
	私立	0	0	0	0	0
認定こども園	公立	1	1	1	1	1
	私立	8	8	9	17	22
地域型保育	公立	0	0	0	0	0
	私立	0	1	1	1	1

資料：こども課（4月1日現在）

■ 特定教育・保育施設の利用定員の推移



資料：こども課（各年度4月1日現在）

【3号】0～2歳：保育の必要性あり。

【2号】3歳以上：保育の必要性あり。

【1号】3歳以上：保育の必要性なし。

② 特定教育・保育施設利用者の状況

特定教育・保育施設の利用者の状況をみると、就学前児童数は減少傾向にある中でも、2号認定及び3号認定の利用者は全体として増加傾向にあります。

■就学前児童数の状況

(単位：人)

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
0歳	738	751	626	670	592
1歳	759	764	748	652	681
2歳	752	766	758	747	669
3歳	817	754	765	768	745
4歳	860	827	752	781	761
5歳	784	861	822	757	768
合計	4,710	4,723	4,471	4,375	4,216

資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■特定教育・保育施設利用者の状況

(単位：人)

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
3号 認定	0歳	59	86	92	106	98
	1歳	277	257	279	293	318
	2歳	326	369	344	362	377
2号 認定	3歳	409	406	436	428	446
	4歳	467	442	431	462	443
	5歳	437	470	444	439	468
1号 認定	3歳	175	157	162	178	188
	4歳	286	291	234	237	256
	5歳	266	294	293	238	244
合計		2,702	2,772	2,715	2,743	2,838

(特定教育・保育施設の利用率)

(単位：%)

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
3号 認定	0歳	8.0	11.5	14.7	15.8	16.6
	1歳	36.5	33.6	37.3	44.9	46.7
	2歳	43.4	48.2	45.4	48.5	56.4
2号 認定	3歳	50.1	53.8	57.0	55.7	59.9
	4歳	54.3	53.4	57.3	59.2	58.2
	5歳	55.7	54.6	54.0	58.0	60.9
1号 認定	3歳	21.4	20.8	21.2	23.2	25.2
	4歳	33.3	35.2	31.1	30.3	33.6
	5歳	33.9	34.1	35.6	31.4	31.8
1号+ 2号 認定	3歳	71.5	74.7	78.2	78.9	85.1
	4歳	87.6	88.6	88.4	89.5	91.9
	5歳	89.7	88.7	89.7	89.4	92.7
合計		57.4	58.7	60.7	62.7	67.3

資料：こども課

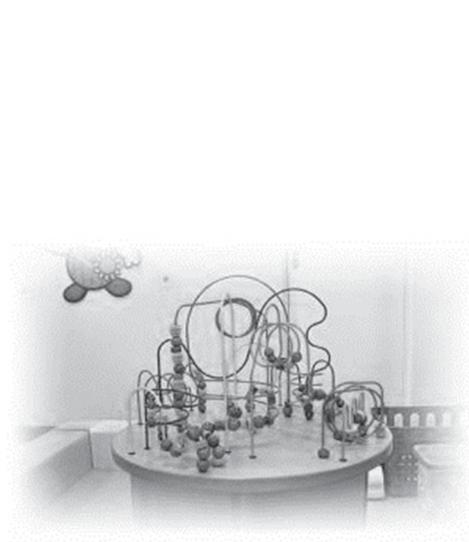
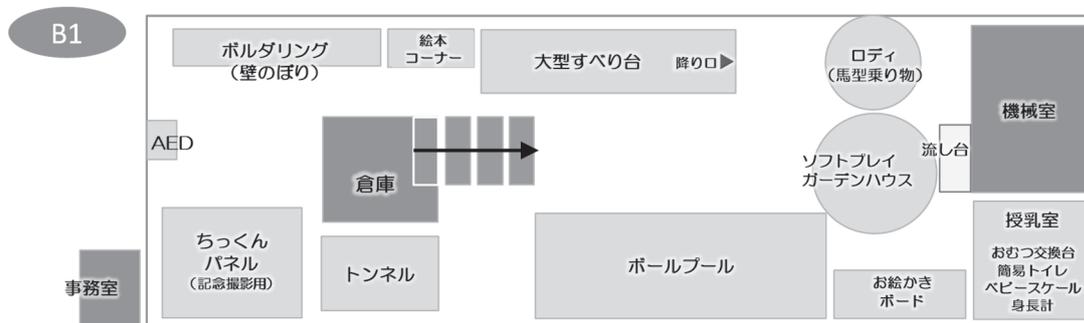
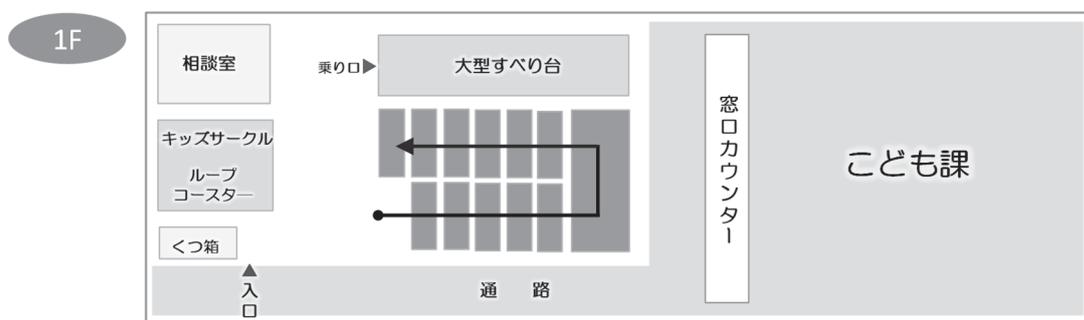
(2) 地域の子育て支援

① キッズコーナー「ちっくんひろば」

「ちっくんひろば」は、屋内で安心して遊べる施設として、市役所内に設置しています。1階から地下へ続く大型すべり台や、ボールプール、ボルダリング（壁登り）、絵本コーナー、ちっくんパネル、トンネル、お絵かきボード、ロディ、ソフトプレイガーデンハウスなど様々な遊具が備え付けられています。

また、おむつ交換が可能な授乳室など、子どもとその保護者が安心して利用できる施設となっています。

■キッズコーナー「ちっくんひろば」レイアウト図



② 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、専任職員による身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っています。

名称	事業概要
子育て支援コンシェルジュ 【基本型】	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から相談を受け、それぞれのニーズに合った保育サービスについて情報提供するとともに、保育所に入所出来なかった方への情報提供などアフターフォローを行います。 ・子育て支援サービス全体の利用に関する相談を受け、情報提供を行います。 ■対象者：就学前児童の保護者で、子育て支援サービスの利用を希望される方。 ■相談先：子育て支援ホットラインのほか、ちっくんひろばでも相談可能。その他、電話相談、こども課窓口相談、市内の子育て支援センター等で出張相談を実施しています。
母子保健コーディネーター 【母子保健型】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の悩みや育児の相談に応じ、子育てに関する情報や必要なサービスについて情報提供します。 ・必要に応じ医療機関等と連携しながら、安心・安全な出産・子育てに向けてサポートします。 ■対象者：妊娠期から出産、子育て期までの妊産婦やその家族 ■相談先：母子保健課 子育て世代包括支援センター

③ 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる身近な場所として、各種の講座やイベントを開催しているほか、保育士等による育児に関する様々な情報の提供、保育に関するアドバイスを行っています。市内には、公設の子育て支援センターのほか、一部の民営の保育所や認定こども園で実施しています。

令和元年度現在

	名称	開催場所
公設	しもだて子育て支援センター	筑西市総合福祉センター内
	せきじょう子育て支援センター	認定こども園せきじょう内
	あけの子育て支援センター	明野幼稚園内

※上記のほか、地域の一部の民営の保育所（園）や認定こども園で開設されています。

④ 専門的子育てアドバイザー等

子育て経験者や有資格者（保健師・助産師・看護師等）の子育てアドバイザーが、全ての乳児がいる家庭を3～4か月健診までに訪問し、その居宅において、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける子育て支援を行っています。また、より良いサービスが提供できるように、子育てアドバイザーの研修を定期的に実施しています。

○ 会議・研修

訪問するに当たって必要な研修会等を実施

	30年度
実施回数（回）	3
延参加人数（人）	55

○ 訪問

<専門的子育てアドバイザー>

内容：赤ちゃん訪問事業に準ずる。

方法：第2子以降の児（フォロー無）を訪問する。

	30年度
訪問人数（人）	197

<子育て経験者子育てアドバイザー>

内容：①「1～4か月児訪問」

子育てアドバイザーの自己紹介や目的を伝え、子育て支援センターの案内をし、児や子育ての様子を聴き必要があれば助言を行う。

②「9～10か月児訪問」

児の心と体の発達が目覚ましい時期のため、歯ブラシを持っていくことをきっかけとし、子育ての様子を聴き必要があれば助言を行う。

方法：市内全ての児に訪問

	30年度
1～4か月児依頼人数（人）	611
9～10か月児依頼人数（人）	592
計	1,203

⑤ ちくせいファミリーサポートセンターまんま

子育ての援助をしたい人（協力会員）と、子育ての援助を受けたい人（利用会員）がお互いに会員になり、助け合いながら子どもの健やかな育ちを地域で援助していく会員組織の活動を行っています。

	会員数（人）				活動件数 （件）
	協力会員	利用会員	両方	合計	
平成27年度	65	116	5	186	413
28年度	60	135	6	201	1,339
29年度	61	153	7	221	1,104
30年度	62	184	12	258	1,139

各年度とも年度末（3月31日現在）



(3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもたちの放課後等の健全育成を図る生活の場を提供するものです。

放課後児童クラブの利用ニーズは増加傾向にあり、平成31年4月には新たに3か所を開設し、現在30か所で運営されています。また、本市の放課後児童クラブの運営は、保護者会をはじめ、社会福祉法人、公益社団法人、学校法人など多岐に渡った主体により運営がされています。

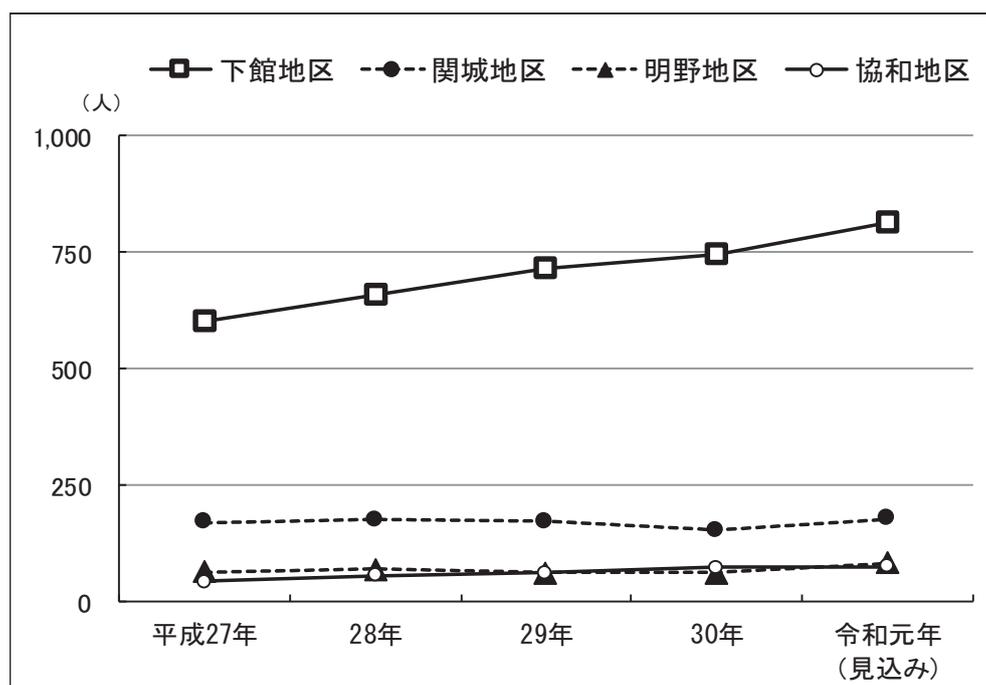
■放課後児童クラブの現状

(単位：か所、人)

年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
設置数	23	26	26	27	30
登録児童数	1,038	1,118	1,175	1,130	1,231

資料：こども課（4月1日現在）

■放課後児童クラブ利用児童の地区別の推移



資料：こども課（4月1日現在）

(4) 小学校・中学校

現在、市内には小学校が20校、中学校が7校あります。

近年は、児童・生徒数が減少しており、地域によって児童生徒数に偏りが見られます。そのため、学校の適正規模・適正配置の検討が進められています。

また、本市は、学びの連続性の確保や教育環境の充実に向け、9年間の系統性・連続性のある教育を行う小中一貫教育の推進に向けた事業展開を図っています。

さらに、市内の学校にてローテーション等を組みながら「放課後子ども教室」の実施のほか、小中学生を対象とした土曜日学習の実施により、家庭・学校・地域が連携して子どもの居場所づくりを行っています。

■小学校の状況 (単位：人)

年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
設置数(校)	20	20	20	20	20
学級数(学級)	249	244	246	247	248
児童数	5,331	5,161	5,100	5,011	4,870
1年生	835	773	845	812	750
2年生	852	838	776	846	807
3年生	907	851	840	768	850
4年生	889	909	852	839	763
5年生	904	889	900	851	844
6年生	944	901	887	895	856

資料：学務課（各年5月1日現在）

■中学校の状況 (単位：人)

年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
設置数(校)	7	7	7	7	7
学級数(学級)	112	114	117	114	114
生徒数	3,085	2,974	2,794	2,668	2,621
1年生	990	924	874	870	877
2年生	1,054	994	928	874	869
3年生	1,041	1,056	992	924	875

資料：学務課（各年5月1日現在）

(5) 障がい児の通所事業

障がいのある児童に対して、地域の身近な場所で指導や訓練など専門的な支援を行う児童発達支援事業、放課後等の居場所を提供する放課後等デイサービスを行っています。

■市内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所

名称	場 所
児童発達支援	児童デイサービスそだち、こどもサークル筑西、こどもサークル筑西川島、のびのび広場あおやま筑西、あやとりキッズ筑西、まる、りの、きなり
放課後等デイサービス	障害福祉多機能型事業所歩実、あやとりハウス筑西、あやとりキッズ筑西、のびのび広場あおやま筑西、のびのび広場あおやま二木成、こどもサークル筑西、こどもサークル筑西川島、放課後等デイサービスぱれっと、まる、りの、きなり、なかよし教室あおい、放課後等デイびび、ピアしらとり放課後等デイサービス

資料：障がい福祉課（令和元年度現在）

(6) 公園・緑地等

本市は、都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備、既存施設の定期的な点検及び遊具・施設などの修繕や改修を行っており、子育て中の親子等の憩いの場所となっています。

■市内の主な公園

区分	公園内訳
広域公園	県西総合公園（県）
運動公園	鬼怒緑地、成田スポーツ公園、下館運動公園
総合公園	宮山ふるさとふれあい公園
地区公園	勤行緑地、協和の杜公園
近隣公園	神明近隣公園、下岡崎近隣公園、明野球場、明野中央公園 つくば明野工業団地スポーツ公園
街区公園	下館公園、関本児童公園ほか
歴史公園	晴明橋公園
緑道	外塚緑道、菅谷緑道、みどり町緑道

資料：都市整備課（令和元年度現在）

3 子育てニーズの状況（アンケート結果）

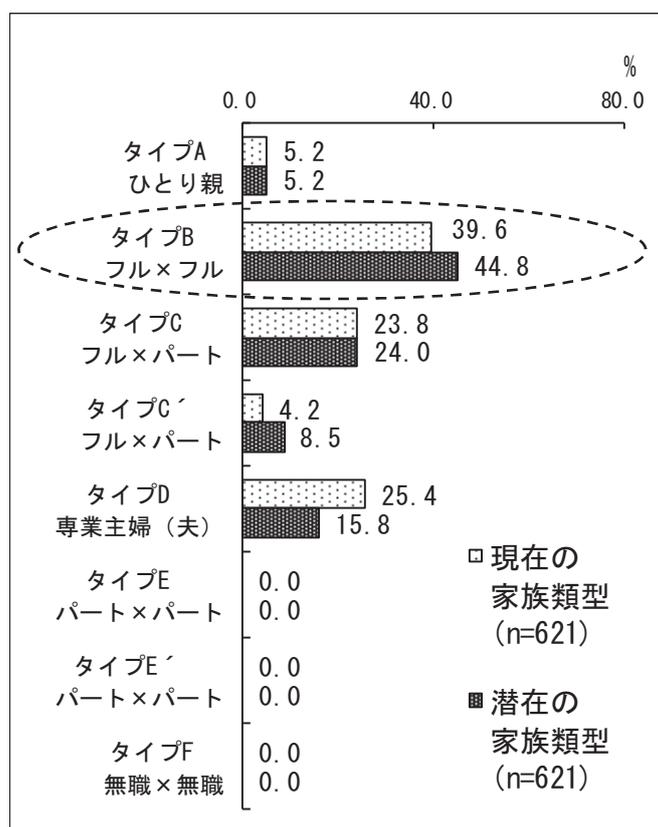
（1）就学前児童の保護者の状況

① 保護者の就労状況（家庭類型）

アンケート結果をもとに保護者の就労状況を現在の家庭類型で算出したところ、父親と母親のフルタイム勤務の家庭が39.6%でした。

しかし、今後の希望を踏まえた潜在の家庭類型を見ると44.8%で、現在と比べて5.2ポイント高く、また、パートタイムの家庭を合わせると約7割の家庭が共働きという状況が見られます。

■家庭類型【就学前保護者】



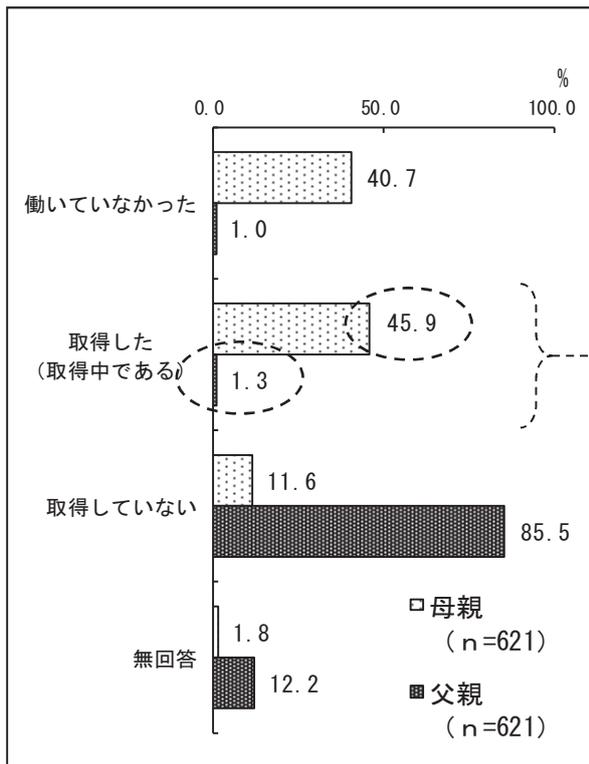
注) タイプC'とタイプE'は、パートの就労時間が比較的短い人（月60時間未満）

資料：筑西市子ども・子育て支援事業計画策定アンケート結果報告書（以下同様）。

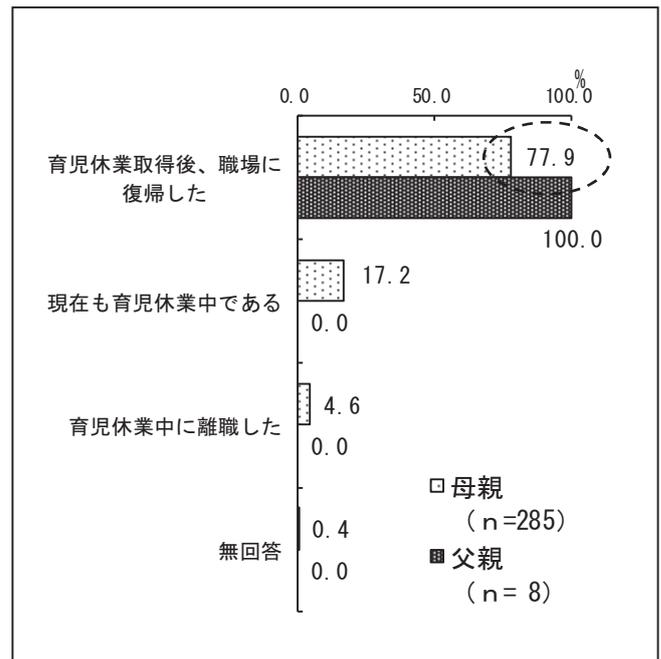
② 育児と仕事の両立

育児休業の取得状況をたずねたところ、母親は「取得した（取得中である）」が45.9%、父親はわずか1.3%でした。そのうち、77.9%の母親が育児休業取得後に離職せず職場に復帰していることがわかります。

■ 育児休業の取得状況



■ 育児休業取得後の職場復帰の状況

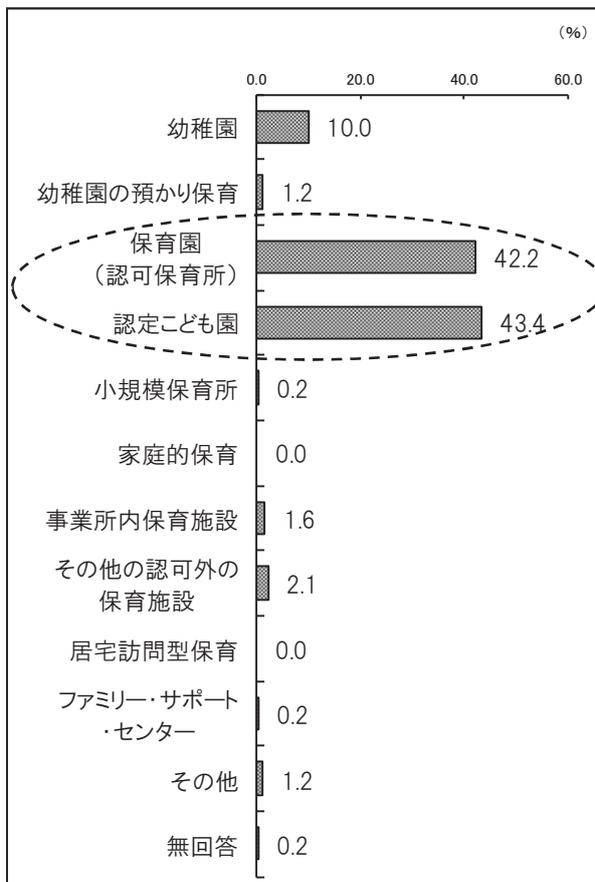


③ 定期的な特定教育・保育事業

特定教育・保育事業を利用している人が、平日、定期的にご利用している事業を見ると、全体では「保育園（認可保育所）」が42.2%、「認定子ども園」が43.4%で高い結果です。

注) ここでいう特定教育・保育事業とは、月単位で定期的にご利用している事業を指します。

■利用している事業（0歳～就学前）



定期的な特定教育・保育事業を利用している子どもを年齢別に見ると、0歳は13.4%、1～2歳は47.3%、3歳～就学前では88.7%の人が「利用している」と回答しています。

■定期的な教育・保育の利用状況

単位：人 (%)

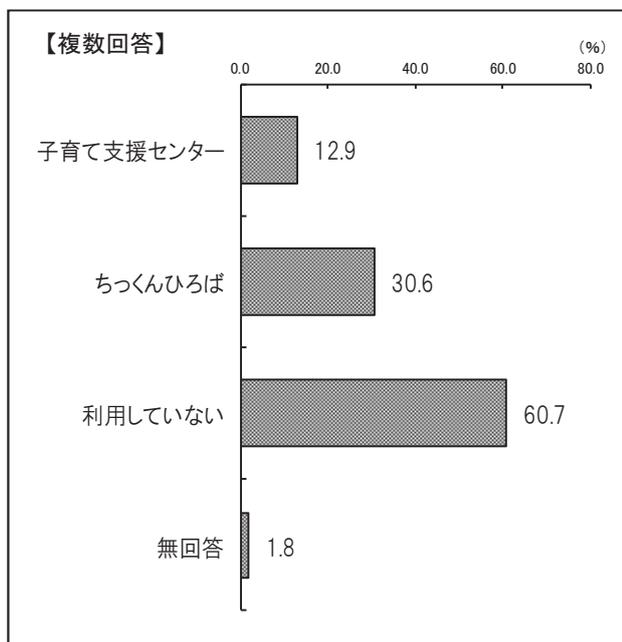
単数回答	全体	子どもの年齢別		
		0歳	1～2歳	3歳～就学前
回答者総数	621 (100.0)	67 (100.0)	167 (100.0)	371 (100.0)
利用している	431 (69.4)	9 (13.4)	79 (47.3)	329 (88.7)
利用していない	184 (29.6)	55 (82.1)	86 (51.5)	41 (11.1)
無回答	6 (1.0)	3 (4.5)	2 (1.2)	1 (0.3)

注) 子どもの年齢別「無回答」を除く。

④ 地域の子育て支援

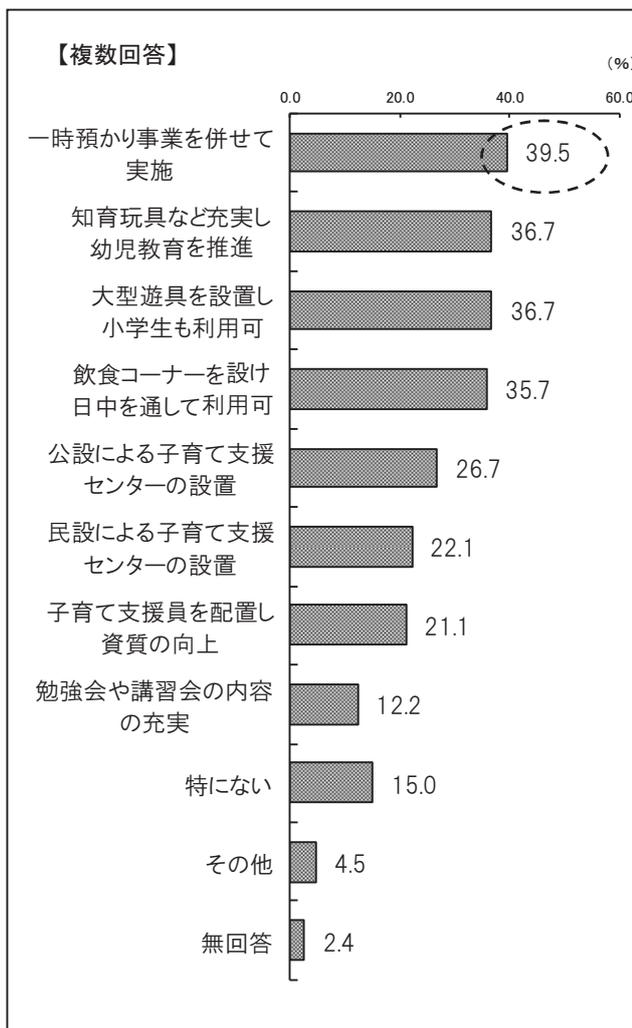
公共施設や保育園等の地域の身近な場所において、子育てに関する拠点となる「地域子育て支援拠点事業」等の利用状況は「子育て支援センター」が12.9%、「ちっくんひろば」が30.6%の方が利用しています。

■地域子育て支援拠点事業等の利用状況



今後、市の子育て支援センター事業やちっくんひろば事業で充実を望む内容は「一時預かり事業を併せて実施」が39.5%で高く、次に「知育玩具など充実し幼児教育を推進」と「大型遊具を設置し小学生も利用可」がともに36.7%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の充実を望む内容



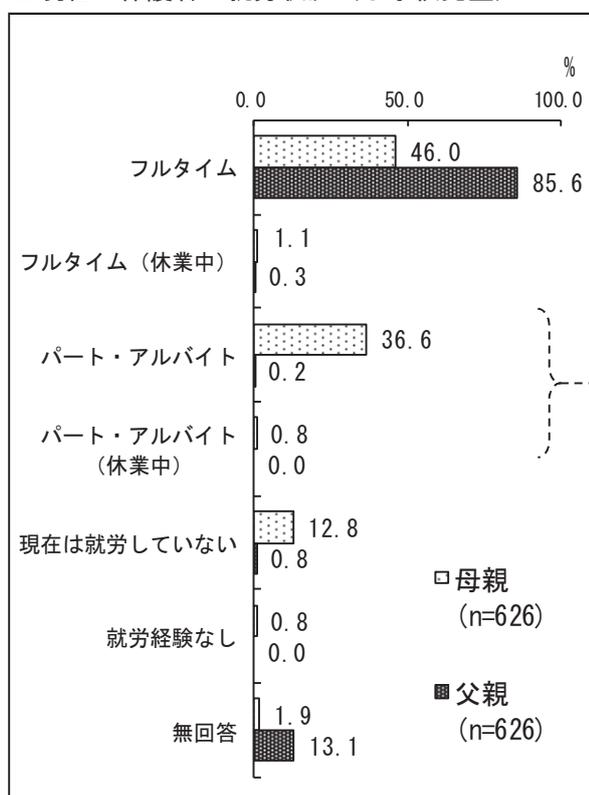
(2) 小学校児童の保護者の状況

① 保護者の就労状況

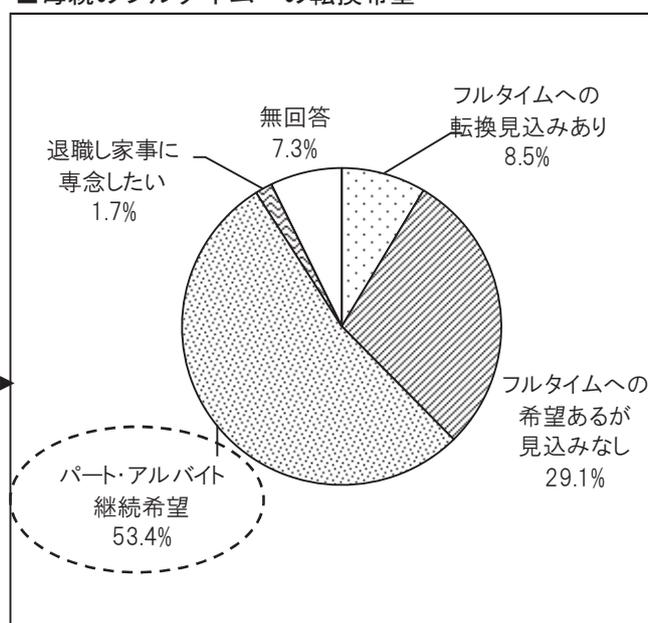
アンケート結果から小学校低学年児童のいる母親の就労状況は「フルタイム」が46.0%、「パート・アルバイト」が36.6%で、約8割が就労しています。就学前児童の就労している母親と比べて「フルタイム」が11.1ポイント、「パート・アルバイト」が11.5ポイント高い結果です。

さらに、母親のフルタイムへの転換意向を見ると「パート・アルバイト継続希望」が53.4%で最も高く、「フルタイムへの転換見込みあり」は8.5%に止まっています。

■現在の保護者の就労状況（小学校児童）



■母親のフルタイムへの転換希望



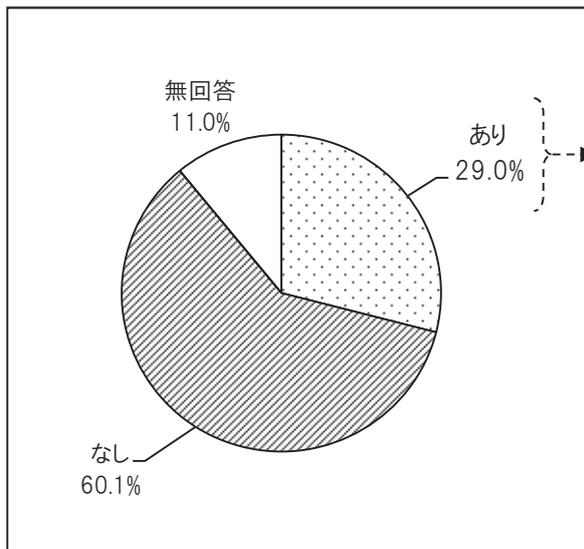
資料：筑西市子ども・子育て支援事業計画策定アンケート結果報告書（以下同様）。

② 放課後児童クラブの利用意向

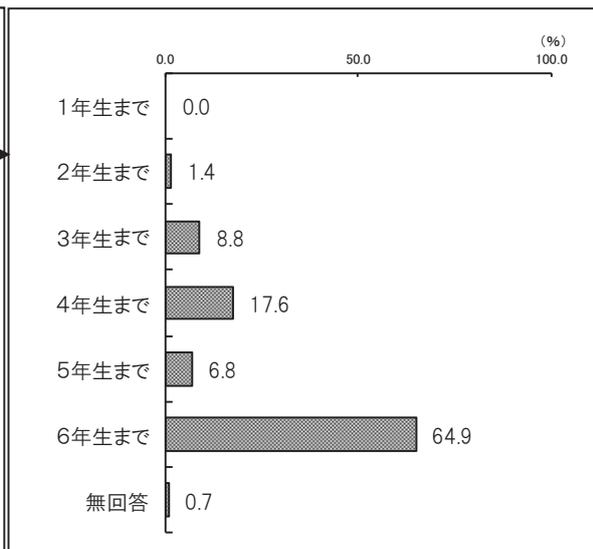
現在、1年生～5年生の子どもがいる保護者に、来年度以降の放課後児童クラブの利用意向をたずねたところ「利用希望あり」が29.0%でした。

また、利用意向がある人の希望する学年は、「6年生まで」が64.9%で最も高くなっています。

■ 平日の放課後児童クラブの利用意向



■ 希望する学年



(3) 子育て環境について

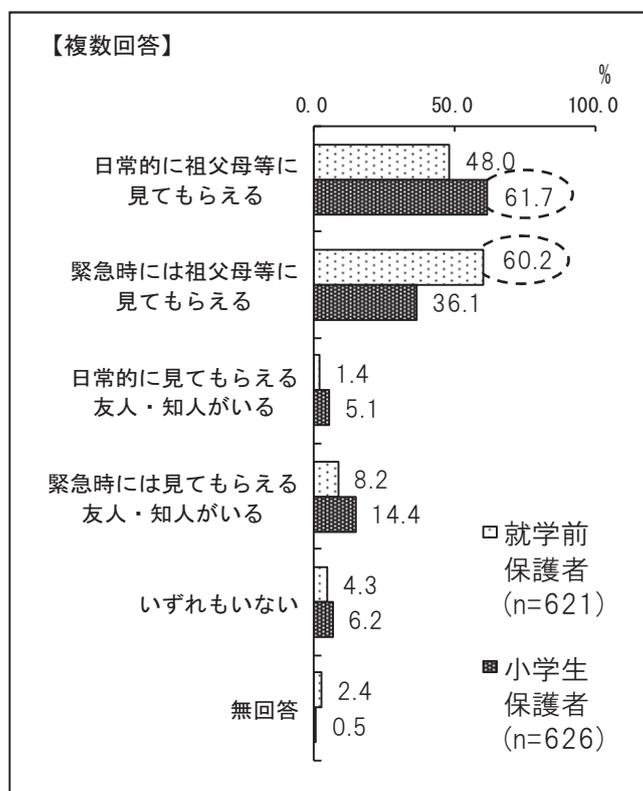
① 子どもを見てもらえる親族・知人

子どもを見てもらえる親族・知人は、就学前保護者は「緊急時には祖父母等に見てもらえる」が60.2%で最も高くなっています。

また、小学生保護者は「日常的に祖父母等に見てもらえる」が61.7%で最も高くなっています。

その一方で「いずれもない」という人が、就学前保護者は4.3%、小学生保護者は6.2%います。

■ 子どもを見てもらえる親族・知人



資料：筑西市子ども・子育て支援事業計画策定アンケート結果報告書（以下同様）。

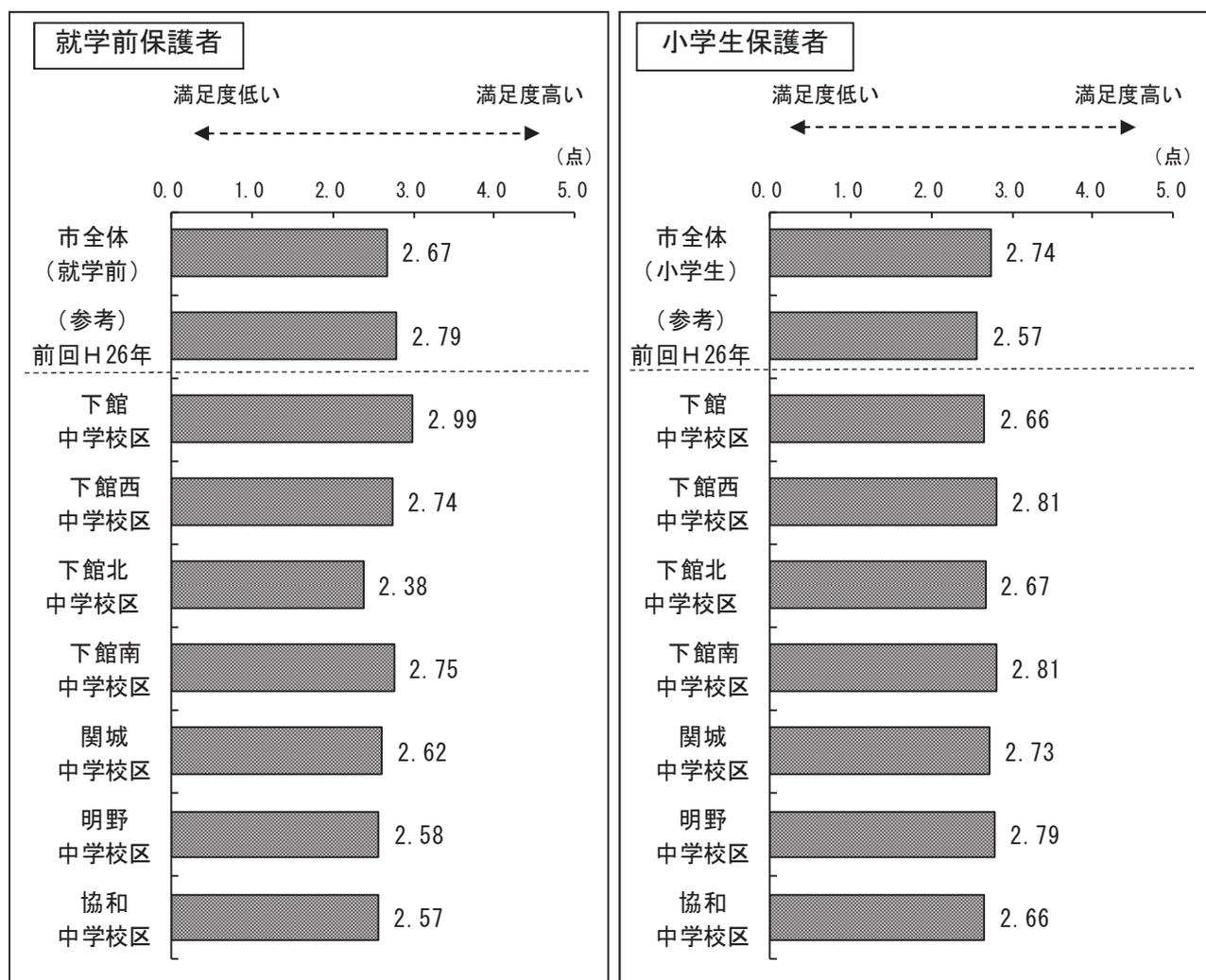
② 子育て環境の満足度

筑西市の子育て環境について、1～5点で満足度を評価いただいた結果を加重平均値で見ると、就学前保護者は市全体で2.67点で、前回調査と比べて0.12ポイント減少しています。

しかし、小学生保護者は市全体で2.74点で、前回調査よりも0.17ポイント増加しています。

充実を望む子育て支援策は、就学前保護者は「公園や遊び場など子どもの居場所」が高く、次に「夜間、休日診療などの医療機関の体制」となっていました。また、小学生保護者は「夜間、休日診療などの医療機関の体制」が高く、次に「子育てに関する経済的支援」となっていました。

■子育て環境の満足度（加重平均値）



【加重平均値について】

満足度が高いと回答した人を5点、やや高い人を4点、どちらともいえない人を3点、やや低い人を2点、満足度が低いと回答した人を1点など5段階で点数化し平均したものです。

4 現状における課題

関連データやアンケート結果等から、子ども・子育てを取り巻く課題に対応し、より魅力ある子育て支援の充実した地域づくりを推進していく必要があります。

特に、第2次筑西市総合計画の策定に際し設置した『ちくせい未来会議』や『ちくせい若者会議』からは、いろいろな世代が安心して暮らせるまちにするため、若者が戻ってきたいくなるまちの受け皿づくりや、次代を担う子育て環境の充実など安心して暮らせるまちづくりが提言されています。

これらのことも踏まえ、子育て家庭や次代を担う子どもたちにとって「魅力ある、住んでみたい、住んで良かった」と思えるまちづくりを進めるため、教育・保育環境や子育て支援策を充実させていくことが課題となります。

【筑西市の現状】

- 本市は、人口が減少傾向で、少子化とともに核家族化も進行している。
- 人口構成を見ると、20歳代のいわゆる子育て世代にあたる人口が少ない。
- 30歳代の子育て期の女性も8割程度が就業している。
- 日常的もしくは緊急時に祖父母等の親族に見てもらえる家庭が比較的多い。
- 教育・保育を一体的に受けられることができる「認定こども園」への移行が進み、受入れ定員数も増加している。
- アンケートで就学前保護者の約5割が「放課後児童クラブ」を希望するなど放課後児童クラブの希望が引き続き高い。
- 障がい児の通所事業を行う事業所が地域内に増えている。



など

《課題》として、

- ◆ 0～2歳の保育ニーズに対応するための受け皿の確保や放課後児童クラブの利用希望の高まりに対して、サービス提供体制を確保していく必要があります。
- ◆ 子育て情報の提供や相談支援の充実と併せて、安心して子育てができる環境整備に引き続き努めていく必要があります。
- ◆ 児童虐待の防止、ひとり親の自立支援、障がい児施策の充実など、子どもや家庭へのきめ細かな対策が必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

(裏白)

1 計画の基本理念

子どもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。子どもたち一人ひとりが、それぞれの個の能力を伸ばし、いきいきと健やかに成長していける社会環境を築いていくことは、筑西市の未来にとっても大切なことです。

本市は、筑波山を望む美しい景観や豊かな自然を有するとともに、食べものが美味しく豊富な土地柄で、雇用環境にも恵まれ歴史・文化資源といった強みを有する、子育てをするには、とても魅力ある地域です。

そんな筑西市で安心して子どもを産み、心にゆとりを持った育児ができるよう、教育・保育環境や子育て支援施策を充実させていくことで、子育て家庭や次代を担う子どもたちが「魅力ある、住んでみたい、住んで良かった」と思えるまちを築いていきます。

本計画においては、筑西市に住む子どもたちの健やかな育ちと、子ども及び子育て中の親をしっかりと見守っていけるよう、教育・保育環境の整備、子ども・子育て支援の取組みの充実に向けて、着実に歩みを進めていきます。

【基本理念】

人とひととのぬくもりで、子どもが育つ 親が育つ
地域が育つまち ちくせい



2 重点的な取組み

(1) 地域の子育て支援拠点の有効活用と充実

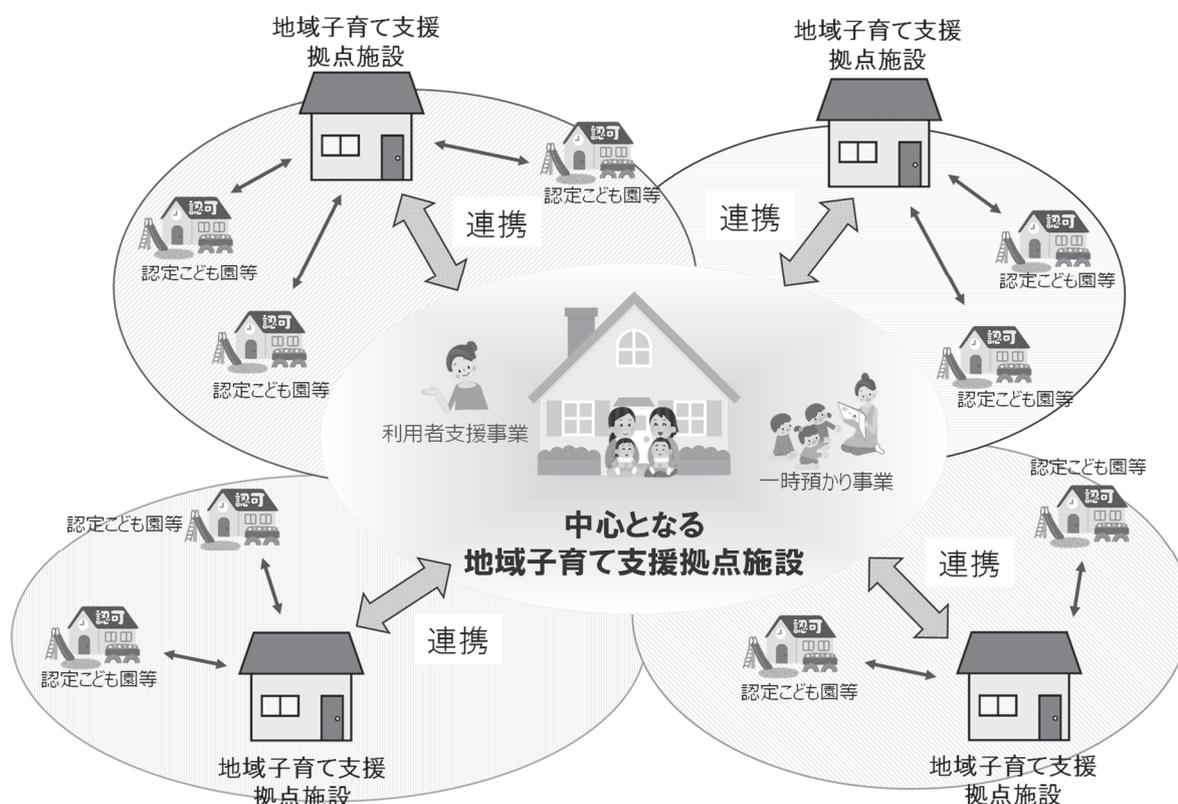
本市は、公設3か所の子育て支援センターのほか、一部の民営の保育所（園）や認定こども園において、子育て支援に取り組んでいます。また、キッズコーナー「ちっくんひろば」も屋内で安心して遊べる施設として親子に利用されています。

現在、地域の子育て支援拠点として利用されている公設3か所の子育て支援センターに加えて、今後は「ちっくんひろば」を有効活用し、より充実した育児相談・遊び場の提供など子育て支援の推進を図ります。

さらに、市内の認定こども園による地域の子育て支援と併せて、市内各地域の身近な場所において親子の居場所を確保し、子どもの成長・発達段階に合わせた遊びや専門的な相談支援や講習等が受けられる子育て支援の実施に努めます。

また、市内の教育・保育施設や子育て支援に関わる関係部署と連携を強化しながら、安心して子育てができる体制づくりに努めます。

■地域の子育て支援拠点の確保イメージ



(2) 放課後児童クラブの実施体制の強化

本市の放課後児童クラブは、保護者会をはじめ、社会福祉法人、公益社団法人、学校法人など多岐に渡った主体により運営がされており、この間、利用ニーズの高まりに対応して設置数を増やしてきました。

また、アンケート結果からも放課後児童クラブのニーズが高いことがわかりました。さらに、放課後児童クラブを学校敷地内などで実施して欲しいとの声も多くあります。

今後、児童数は減少傾向が予測されていますが、放課後児童クラブの利用率が高まっていることを鑑み、全てのニーズ量に対応できる体制を確保するとともに、指導員の確保並びにサービスの質の向上に努めます。

学校の適正規模・適正配置に伴う小中一貫校の整備に併せて、学校敷地内に放課後児童クラブの整備を進めていきます。

■放課後児童クラブの整備イメージ



(3) 子どもや家庭へのきめ細かな対策

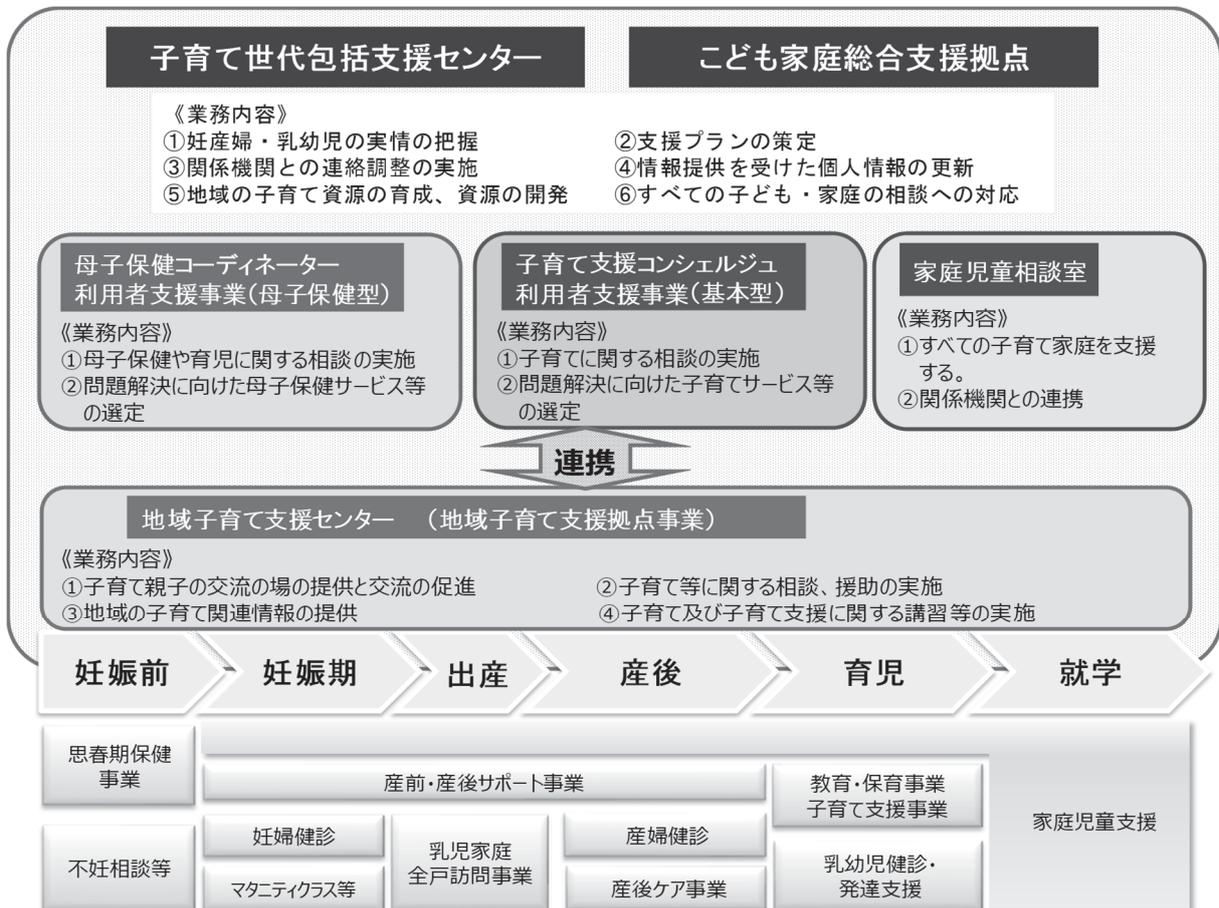
本市は、子育てに祖父母等の親族が関わるケースも多くありますが、アンケートではひとり親で「気軽に相談できる相手がない」といった声も聞かれました。

また、障がい児に関して、地域に通所事業所が増えつつあるものの、まだ数が足りない、児童発達支援の充実を望む声も聞かれます。

本市では子育て家庭のニーズを把握し、必要としているサービスを的確に選択して利用できるように「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、窓口相談のほか市内の子育て支援センター等に出向き出張相談を実施しています。また、こども家庭総合支援拠点を併設した子育て世代包括支援センターを開設し、「母子保健コーディネーター」等による窓口等での相談をきっかけに、より包括的で切れ目のない支援を行っています。

今後、関係機関とも連携を強化して、養育支援やアドバイス等を必要とする家庭の把握に努めるとともに、アフターケアに至るまでのきめ細かな支援体制の充実に努めていきます。

■切れ目のないきめ細かな支援体制のイメージ



(裏白)

第4章

子育て支援事業の推進

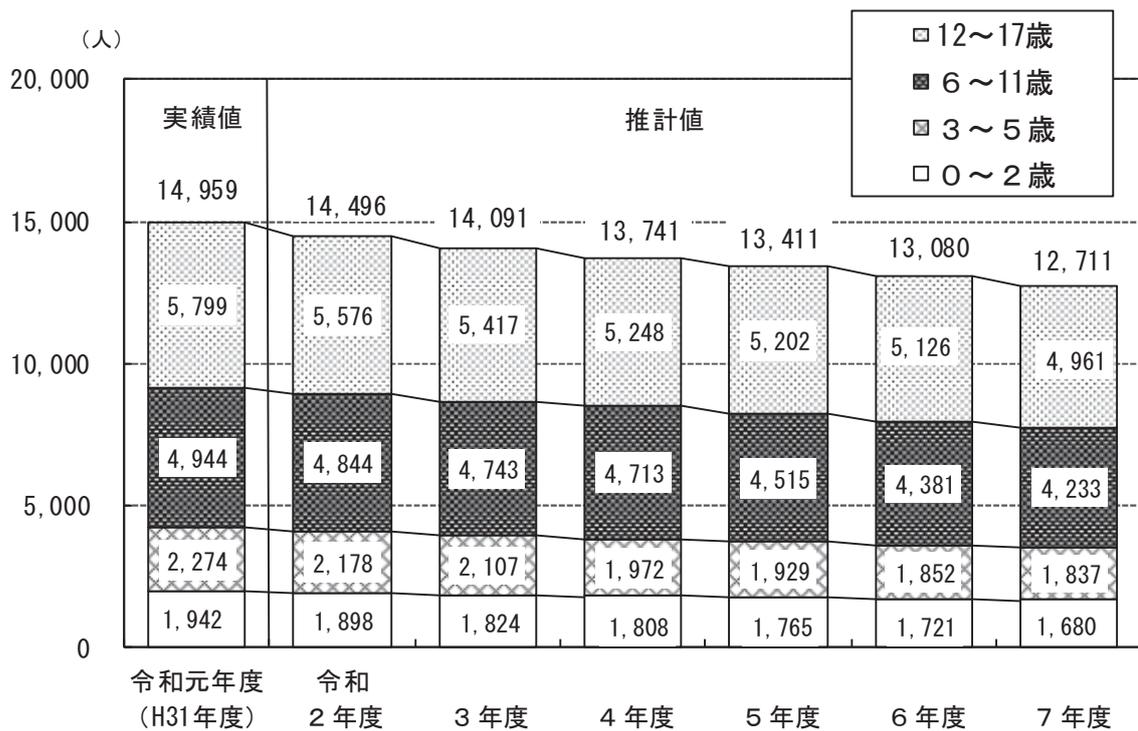
(裏白)

1 児童・生徒数の予測と量の見込みの考え方

(1) 児童・生徒数の予測

筑西市の児童・生徒数は減少傾向が続いています。この傾向が続くことを踏まえて人口推計をすると、令和7年度には17歳以下の人口は12,711人に減少することが予測されます。

■児童・生徒数の予測



資料：実績は住民基本台帳（4月1日現在）推計はコーホート法による。

① 就学前児童数の予測

就学前児童（0～5歳）の合計は、令和元年度4,216人でしたが、7年度初めには3,517人と699人の減少が見込まれます。

■就学前児童数の見込み

(単位：人)

		実績値	推計値					
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
就学前	0歳	592	608	593	576	565	551	535
	1歳	681	605	622	607	589	577	564
	2歳	669	685	609	625	611	593	581
	3歳	745	671	687	610	627	611	594
	4歳	761	748	674	690	614	630	615
	5歳	768	759	746	672	688	611	628
合計		4,216	4,076	3,931	3,780	3,694	3,573	3,517

資料：住民基本台帳（4月1日現在）推計はコーホート法による。

注）令和元年度は、平成31年4月1日の数値。2年度以降も年度初めの見込み値。

② 小学生児童数の予測

小学生児童（6～11歳）は、令和元年度4,944人でしたが、7年度初めには4,233人と711人の減少が見込まれます。

■小学生児童数の見込み

(単位：人)

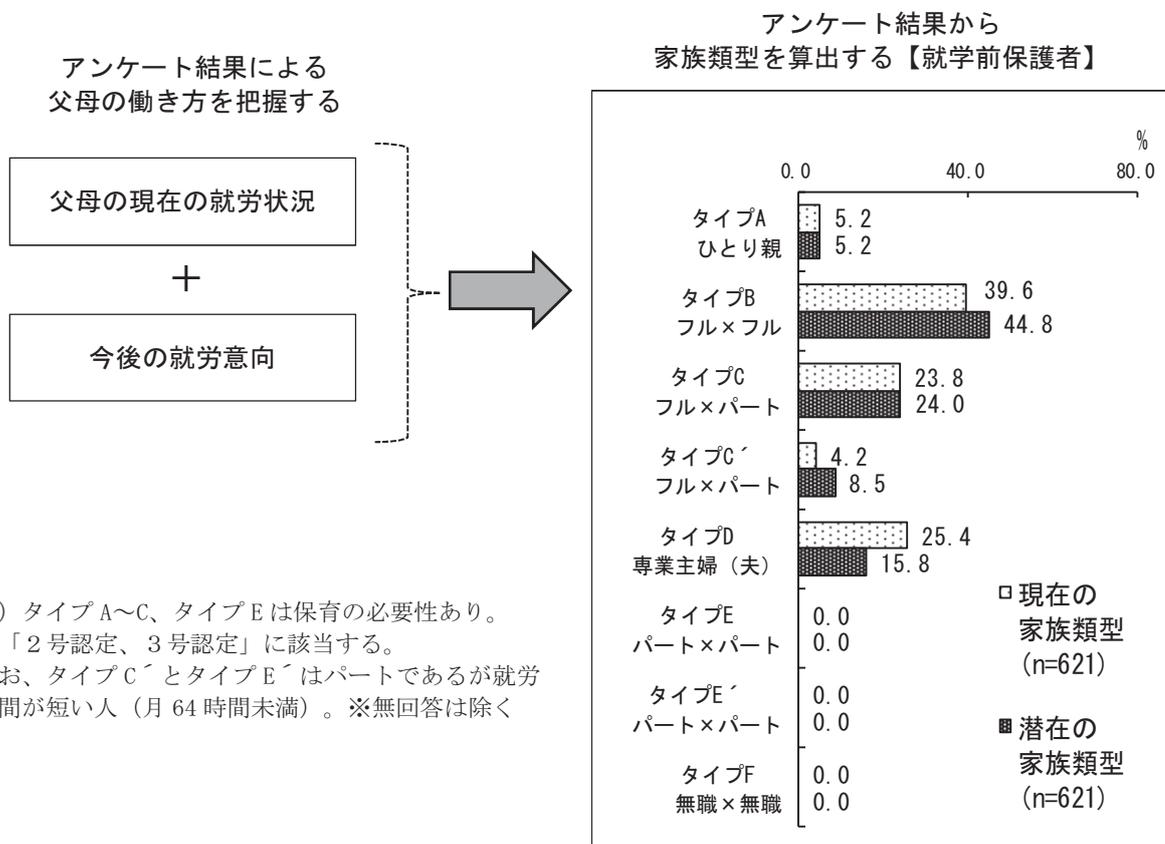
		実績値	推計値					
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
低学年	1年生(6歳)	759	765	756	744	669	686	610
	2年生(7歳)	819	759	765	755	744	669	685
	3年生(8歳)	866	819	759	766	756	744	670
高学年	4年生(9歳)	775	866	819	759	765	756	744
	5年生(10歳)	859	777	868	822	760	767	758
	6年生(11歳)	866	858	776	867	821	759	766
合計		4,944	4,844	4,743	4,713	4,515	4,381	4,233

資料：住民基本台帳（4月1日現在）推計はコーホート法による。

注）令和元年度は、平成31年4月1日の数値。2年度以降も年度初めの見込み値。

(2) 「量の見込み」の考え方

国から示された手引きをもとに、教育・保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出しました。以下は、その考え方です。



アンケート結果から、潜在的な家庭類型別の人口予測を行い、それぞれの家庭類型ごとに各事業のニーズ割合をかけて、事業ごとの見込み量を算出します。

○タイプ別の潜在的な家庭類型の割合は「0歳」「1・2歳」「3～就学前」の子どもの年齢ごとに発生する割合が異なります。

$$\boxed{\text{潜在的な家庭類型の割合}} \times \boxed{\text{人口推計(年齢別)}} = \boxed{\text{家庭類型別の人口予測}}$$

○また、家庭類型ごと、事業ごとに対象となる子どもの年齢やニーズが発生する割合が異なります。

$$\boxed{\text{家庭類型別の人口予測}} \times \boxed{\text{事業ごとのニーズ割合}} = \boxed{\text{事業ごとのニーズ量}}$$

上記を踏まえ、各事業の実績の推移等を考慮して、将来の「量の見込み」を算出しています。なお、1号認定、2号認定とも令和元年10月から実施された保育料の無償化の影響を考慮したものとなっています。

2 教育・保育事業

教育・保育事業については、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、筑西市における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの見込み量及び確保方策を示します。

なお、国の「子育て安心プラン」において目標年次としている2020（令和2）年度末までに合わせた見込み量の確保を進めるとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、提供体制の確保・実施時期を定めます。

■認定の区分

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
【1号認定】（3歳以上：保育の必要性なし） 満3歳以上で、教育を希望する場合	○教育標準時間	幼稚園
		認定こども園
【2号認定】（3歳以上：保育の必要性あり） 満3歳以上で、保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	保育所（園）
		認定こども園
【3号認定】（0～2歳：保育の必要性あり） 満3歳未満で、保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	保育所（園）
		認定こども園
		小規模保育等

○教育標準時間（4時間）外の利用は、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

○保育標準時間は、フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）。

○保育短時間は、パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）。

○保育施設の利用が可能となる保護者の就労時間の下限は一月当たり64時間とします。

(1) 1号認定（3歳以上で「教育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別の教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

なお、量の見込みは、1号認定のニーズに加え2号認定に該当する人（保育が必要な状態だが幼稚園の教育の希望が強い人）を踏まえて算出しました。また、利用実績を踏まえて、今後は減少傾向を見込みます。

【確保方策】

確保方策は、公立幼稚園の定員数と私立幼稚園の定員数に加え、認定こども園に移行する保育所（園）の1号認定の利用分を加味して、特定教育保育施設の確保は十分可能となっています。

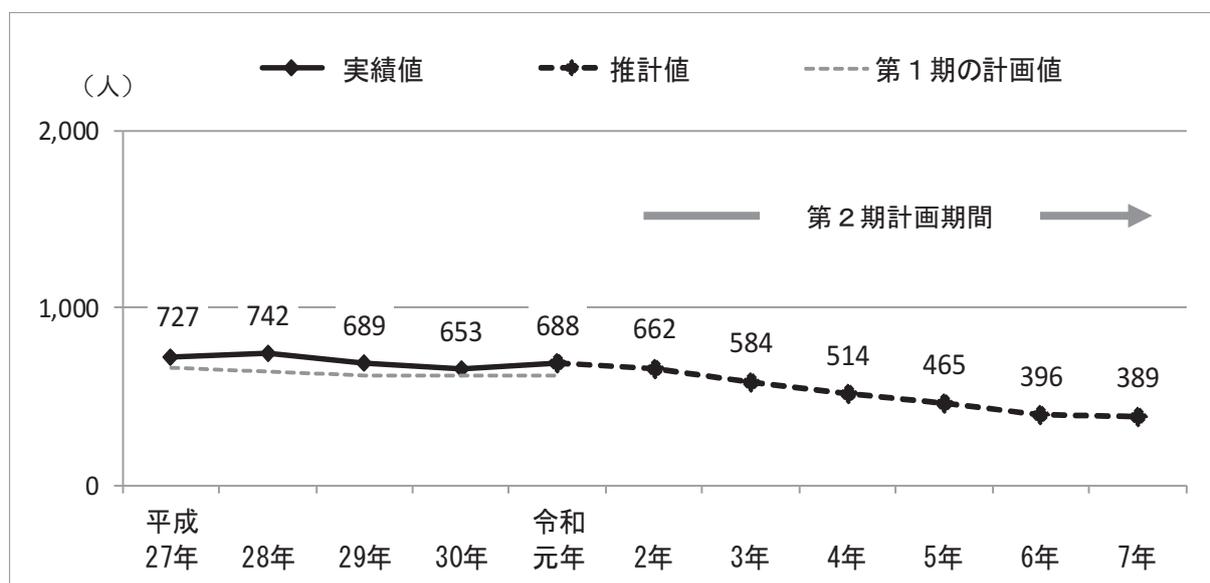
■見込み量と確保方策

（単位：人）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人口推計（3～5歳）	2,178	2,107	1,972	1,929	1,852	1,837
①量の見込み （申込率）	662 (30.4%)	584 (27.7%)	514 (26.1%)	465 (24.1%)	396 (21.4%)	389 (21.2%)
②確保方策 特定教育保育施設	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
確保方策と量の見込みの差（②－①）	483	561	631	680	749	756

注）各年度4月1日現在。令和2年度は計画開始時点の数値、7年度は6年度末の計画終了時点の数値（以下同様）。

■量の見込みの推移



(2) 2号認定（3歳以上で「保育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別に教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

なお、量の見込みは、2号認定に該当する人のうち幼稚園の希望が強い人を除き、利用実績を踏まえて申込率が上昇することを見込みます。

【確保方策】

確保方策は、現在の保育所（園）の実績を基礎とし、認定こども園に移行する保育所（園）の増加分を加味して、量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保していきます。

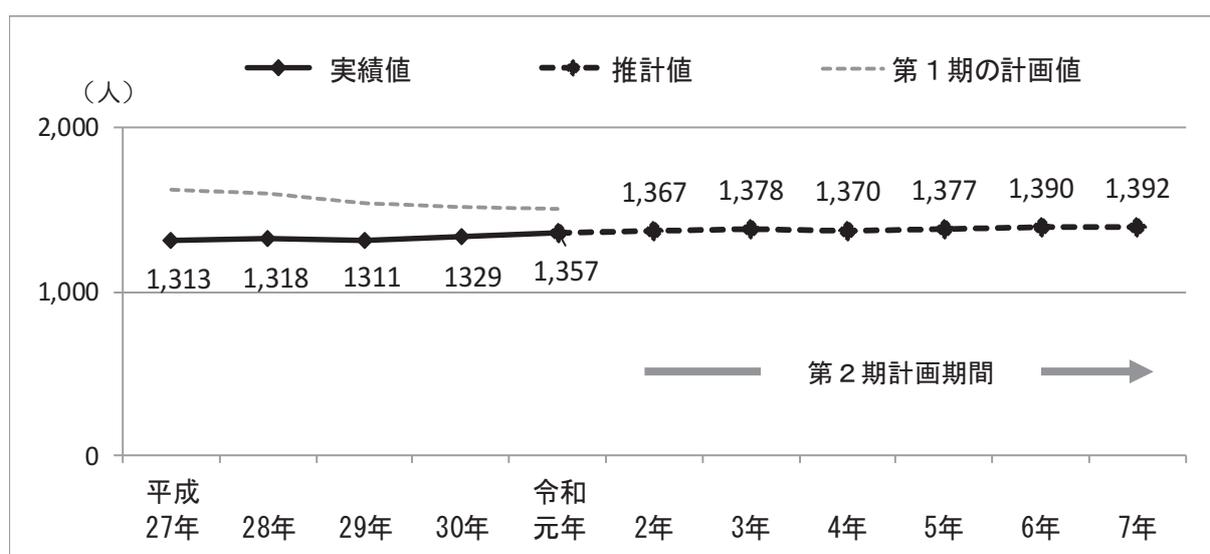
■見込み量と確保方策

（単位：人）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人口推計（3～5歳）	2,178	2,107	1,972	1,929	1,852	1,837
①量の見込み （申込率）	1,367 (62.8%)	1,378 (65.4%)	1,370 (69.5%)	1,377 (71.4%)	1,390 (75.1%)	1,392 (75.8%)
②確保方策	1,587	1,587	1,587	1,587	1,587	1,587
特定教育 保育施設	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504
認可外保育 施設	83	83	83	83	83	83
確保方策と量の見 込みの差（②－①）	220	209	217	210	197	195

注）各年度4月1日現在。

■量の見込みの推移



(3) 3号認定（3歳未満で「保育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別の教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

0歳児は、育児休業取得中の人を除くニーズ割合を基礎に算出しました。1～2歳は、潜在的な家庭類型のアンケート意向を踏まえたニーズ割合を基礎に、実績を踏まえて算出しました。なお、利用実績を踏まえて、今後は児童が減少する中でも申込率が上昇することを見込みます。

【確保方策】

0歳児など年度途中から利用を希望する人が増加しますが、現状では待機児はいません。しかし、潜在的な保育ニーズが予測されるため、現在の保育所(園)の実績を基礎とし、認定こども園に移行する保育所(園)の増加分を加味して、量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保します。

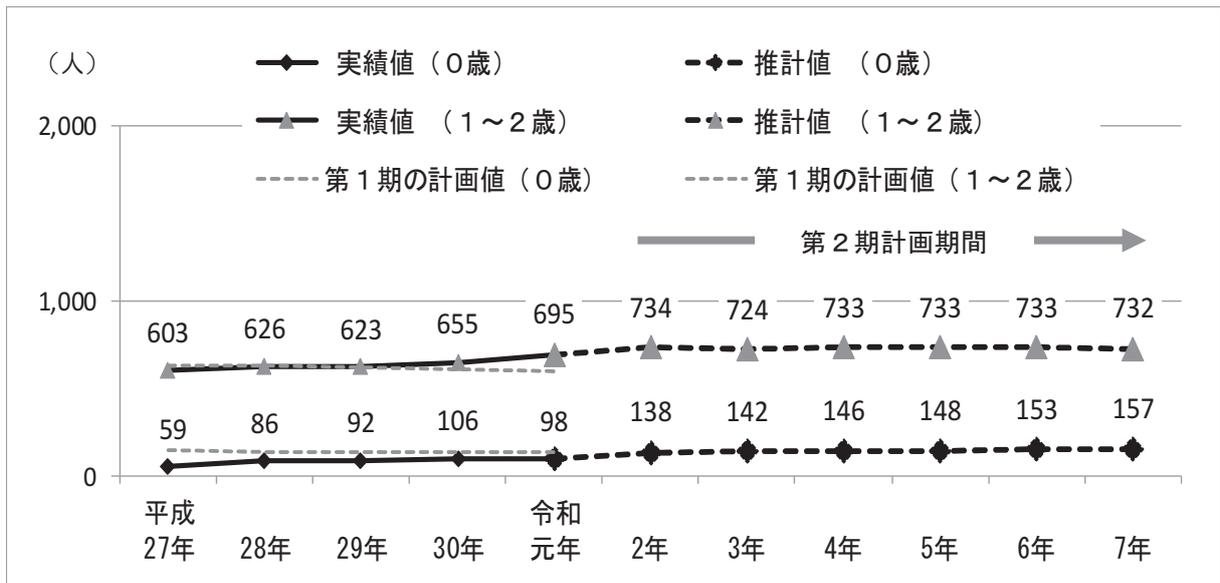
■見込み量と確保方策

(単位：人)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人口推計(0～2歳)	1,898	1,824	1,808	1,765	1,721	1,680
(0歳)	608	593	576	565	551	535
(1～2歳)	1,290	1,231	1,232	1,200	1,170	1,145
①量の見込み	872	866	879	881	886	889
0歳 (申込率)	138 (22.7%)	142 (23.9%)	146 (25.3%)	148 (26.2%)	153 (27.8%)	157 (29.3%)
1～2歳 (申込率)	734 (56.9%)	724 (58.8%)	733 (59.5%)	733 (61.1%)	733 (62.6%)	732 (63.9%)
②確保方策	929	929	929	929	929	929
特定教育 保育施設	887	887	887	887	887	887
地域型保育	24	24	24	24	24	24
認可外保育施 設、企業主導型 保育施設	18	18	18	18	18	18
確保方策と量の見 込みの差(②-①)	57	63	50	48	43	40

注) 各年度4月1日現在。

■量の見込みの推移



3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等

【量の見込みの考え方】

量の見込みは、児童数にニーズ割合をかけて算出しました。令和元年度の児童数に対する利用実績は23.3%ですが、ニーズ調査の利用意向が28.4%であり、令和4年度に合わせて当面の増加を見込みます。なお、令和4年度以降、利用者数自体は横ばいを見込みます。

【確保方策】

放課後児童クラブは、令和元年度で30か所実施していますが、段階的に、利便性の高い小学校での実施を図り充実させていきます。

また、学校の適正規模・適正配置に伴う小中一貫校の整備に併せて学校敷地内に放課後児童クラブの整備や、「放課後子ども教室」との連携等も含め、放課後児童対策について、全てのニーズ量に対応できる体制を確保します。

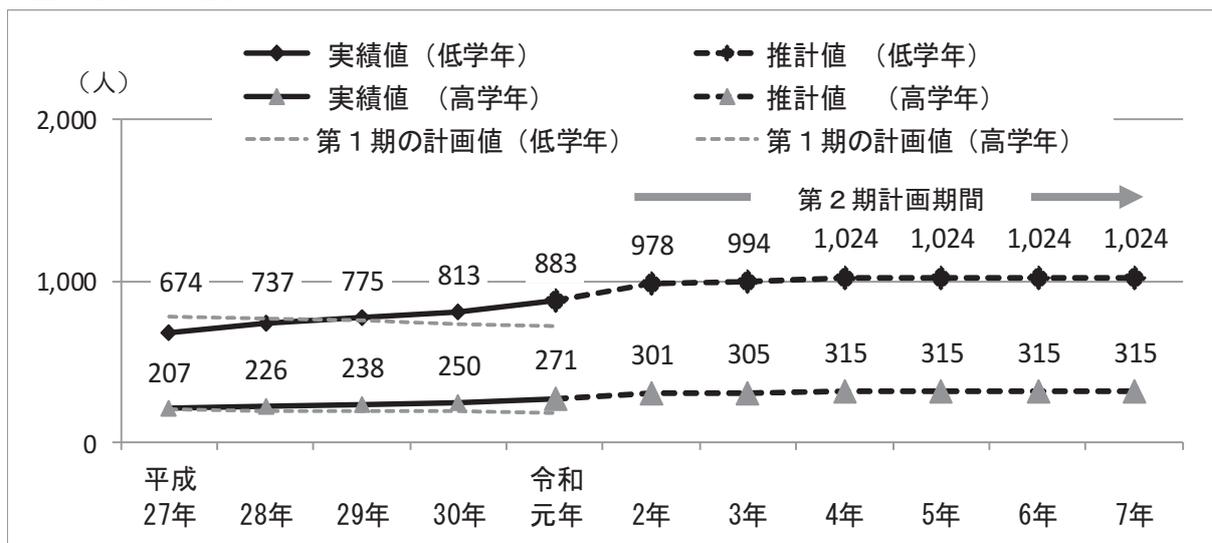
■見込み量と確保方策

(単位：人)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人口推計(6～11歳)	4,844	4,743	4,713	4,515	4,381	4,233
(6～8歳)	2,343	2,280	2,265	2,169	2,099	1,965
(9～11歳)	2,501	2,463	2,448	2,346	2,282	2,268
①量の見込み	1,279	1,299	1,339	1,339	1,339	1,339
低学年	978	994	1,024	1,024	1,024	1,024
高学年	301	305	315	315	315	315
②確保方策	1,279	1,299	1,339	1,339	1,339	1,339
施設(単位数)	31か所	32か所	35か所	35か所	35か所	35か所
放課後児童 支援員数	71	72	78	78	78	78
確保方策と量の見 込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度4月1日現在。令和2年度は計画開始時点の数値、7年度は6年度末の計画終了時点の数値(以下同様)。

■量の見込みの推移



放課後児童クラブのほか、放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」を各地区の学校でローテーション等行いながら継続して実施していきます。また、小中一貫教育がスタートした時点において、再度検討していきます。

■放課後子ども総合プラン

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
放課後子ども総合プラン	20校	20校	20校	20校	16校	16校
放課後子ども教室	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

注) 各年度4月1日現在。

主管課：生涯学習課

※(仮)明野地区義務教育学校が、令和6年度に開校予定。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【量の見込みの考え方】

0～5歳の家庭類型ごとに、ニーズ調査で保育所（園）等を利用していると回答し、定期的な利用希望が「8時以前」と「18時以降」を回答した人の割合を基礎に算出しました。

【確保方策】

今後も時間外保育事業（延長保育事業）のニーズが見込まれるため、保育所（園）から認定こども園への移行並びに認定こども園の新設により、保育需要に対応できる体制を確保します。

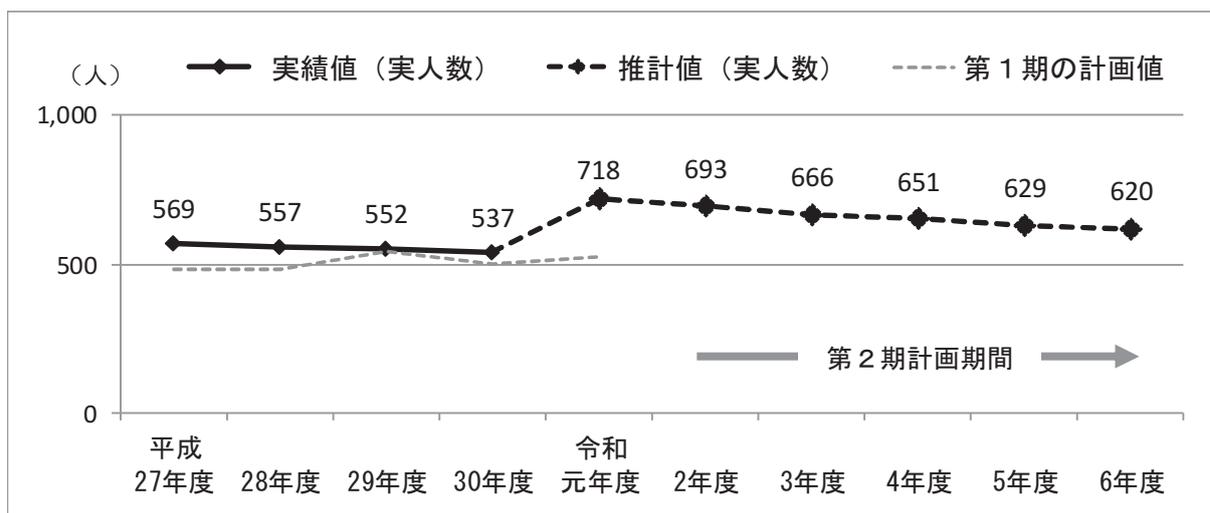
■見込み量と確保方策

（単位：人）

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み （延べ人数）	15,144	14,607	14,045	13,726	13,276	13,068
実人数 （月あたり平均）	718 （60）	693 （58）	666 （56）	651 （54）	629 （52）	620 （52）
②確保方策	15,144	14,607	14,045	13,726	13,276	13,068
施設数（か所）	21	22	23	24	25	26
確保方策と量の見 込みの差（②－①）	0	0	0	0	0	0

注）各年度末現在。

■量の見込みの推移



(3) 一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

- I. 3～5歳の家庭類型ごとに、幼稚園における在園児（1号認定）の不定期事業の利用希望の割合を基礎に算出しました。
- II. 3～5歳の家庭類型ごとに、「I」以外（2号認定で教育ニーズが高い人）の定期的な利用希望のある人の割合を基礎に算出しました（1週当たりの就労日数×52週）。
- III. 0～5歳の家庭類型ごとに、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育以外で、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用希望のある人の割合を基礎に算出しました。また、ファミリー・サポート・センターを利用したいと回答した人の内、未就学児分（7割）を見込みました。

【確保方策】

幼児教育無償化の実施等に伴う利用者の増加に対応するため、保育所（園）から認定こども園への移行並びに認定こども園の新設により、保育需要に対応できる体制を確保します。

■見込み量と確保方策

（単位：人日）

『I. 幼稚園在園児を対象とした預かり保育 II. 2号認定による定期的な利用』

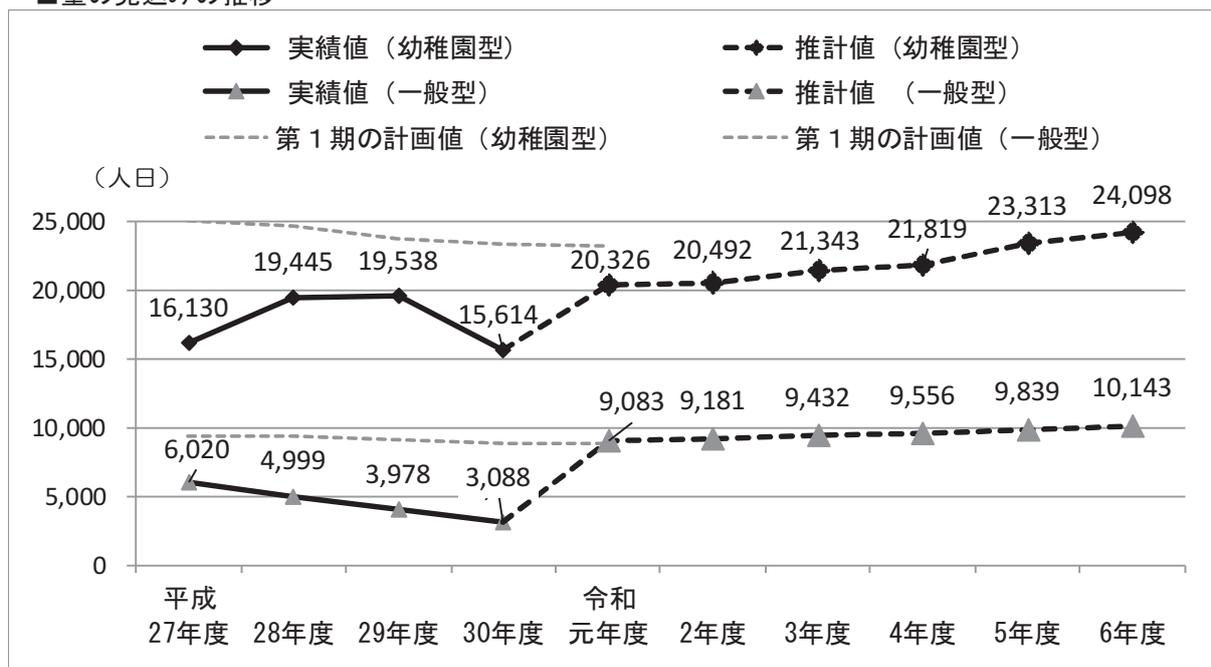
幼稚園型	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ人数)	20,326	20,492	21,343	21,819	23,313	24,098
②確保方策	20,326	20,492	21,343	21,819	23,313	24,098
施設数(か所)	18	19	20	21	22	23
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

『III. 上記以外(在園児対象型を除く)』

一般型	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ人数)	9,083	9,181	9,432	9,556	9,839	10,143
②確保方策	9,083	9,181	9,432	9,556	9,839	10,143
施設数(か所)	19	19	21	22	23	26
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。延べ人数は、月平均人数×12か月分の数。

■量の見込みの推移



注) 一般型(幼稚園型以外)の実績値は、ファミリー・サポート・センター利用分を含まず。推計値は、ファミリー・サポート・センター利用(未就学児)分を含む。

(4) 病児保育事業（病児・病後児、0～5歳）

【量の見込みの考え方】

0～5歳の家庭類型ごとに、アンケートでこの1年間に病児・病後児保育を利用したと回答した人の病児保育の利用希望の割合と、父親又は母親が休んだが「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人を基礎に算出しました（「保護者が仕事を休むことができた」と「病気中の子どもを他人に見てもらうのは不安」と回答した人は除く）。また、病児保育事業の利用実績を踏まえ、利用者の増加を見込みます。

【確保方策】

茨城県西部メディカルセンターにおいて平成30年に開設した病児保育室「ひまわり」と、市内2か所の保育所（園）で実施している病後児保育事業の周知を図ります。

利用実績は少なく概ね対応が可能な状況ですが、アンケートでは病児保育等の希望が高いことから、ニーズに対応できる体制の確保を図っていきます。

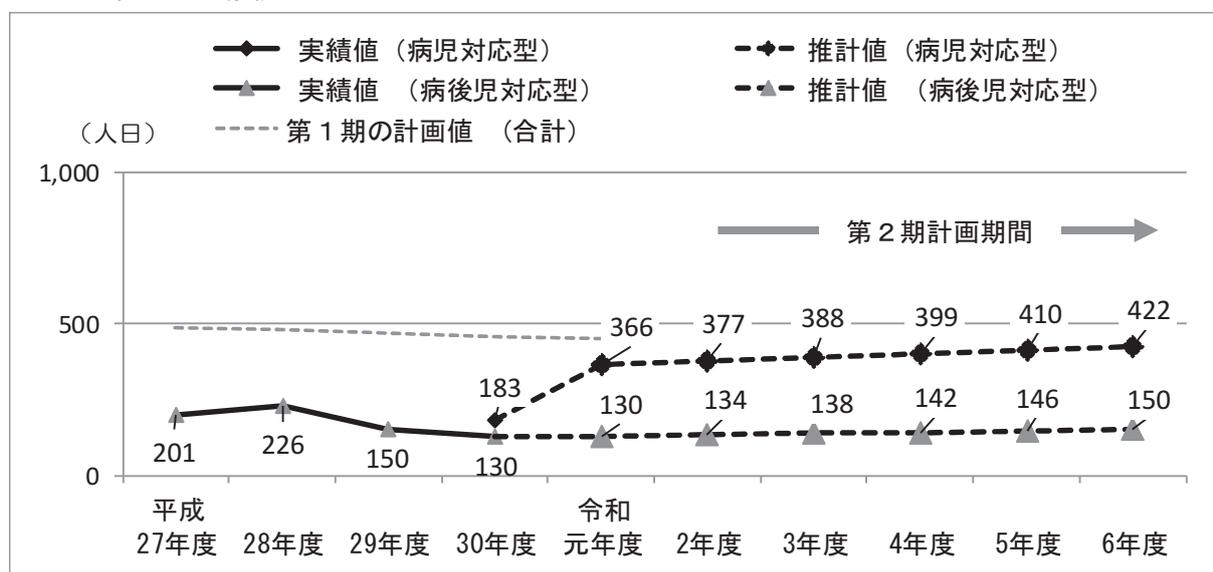
■見込み量と確保方策

（単位：人日）

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み （延べ人数）	496	511	526	541	556	572
病児対応型	366	377	388	399	410	422
病後児対応型	130	134	138	142	146	150
②確保方策	496	511	526	541	556	572
病児対応型 （か所数）	1	1	1	1	1	1
病後児対応型 （か所数）	2	2	2	2	2	2
確保方策と量の見 込みの差（②－①）	0	0	0	0	0	0

注）各年度末現在。

■量の見込みの推移



(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【量の見込みの考え方】

『就学児のみ』

小学生の放課後の過ごし方で「ファミリー・サポート・センター」の利用希望はありませんでした。就学前児童で、一時預かりの希望として「ファミリー・サポート・センター」を回答した人の割合を基礎に算出しました。なお、就学児は、実際に送迎等の利用があるため、ファミリー・サポート・センター利用ニーズ量の就学児分（3割）を見込みました。

【確保方策】

利用の増加に対応するため、会員数の確保に努めます。量の見込みに合わせて、子育て援助活動支援事業に対応できる体制の確保を図っていきます。

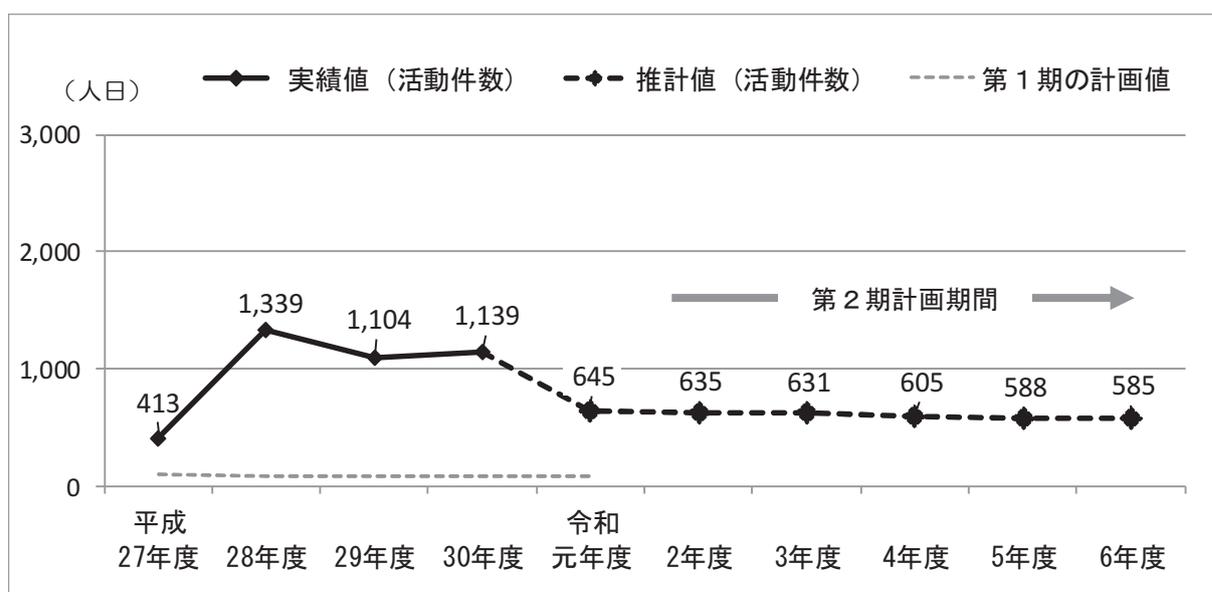
■見込み量と確保方策

(単位：人日)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ人数[件数])	645	635	631	605	588	585
②確保方策	645	635	631	605	588	585
会員数(人)	323	318	316	302	294	292
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策と量の見 込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

■量の見込みの推移



注) 実績値はファミリー・サポート・センターの未就学児分を含む。推計値は就学児利用分のみ。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【量の見込みの考え方】

アンケートで、この1年間に「ショートステイを利用した」と「子どもだけで留守番させた」はいませんでした。0～5歳の人口推計に「仕方なく子どもを同行した」と回答した人の割合を基礎に算出しました。

【確保方策】

これまで利用実績はなかったものの、実際に利用ニーズが見込めるため、必要な家庭に対して、市内並びに近隣の児童養護施設との連携を拡大して、受入れ体制の確保に努めます。

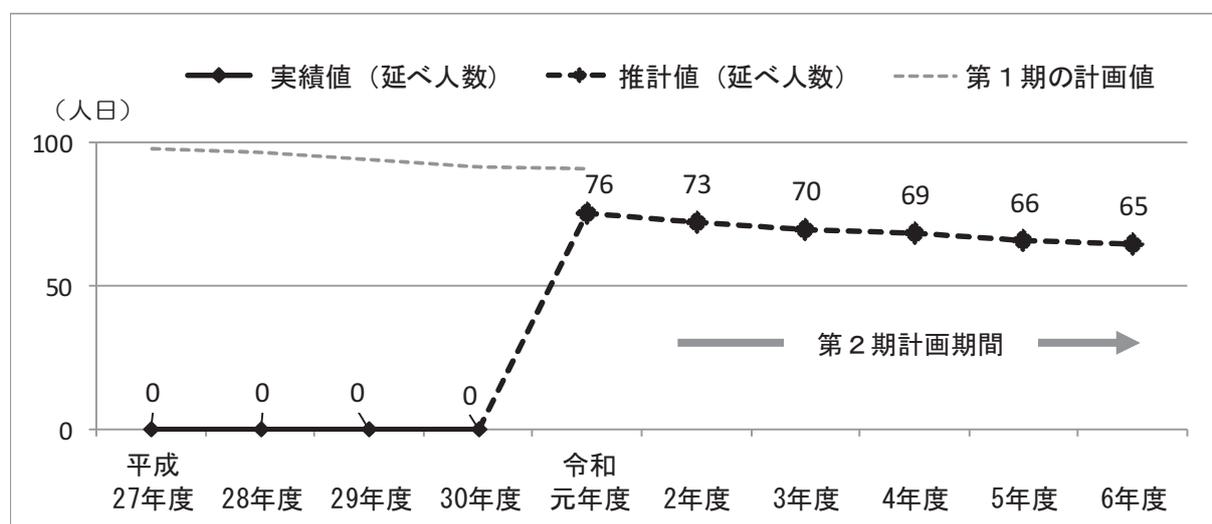
■見込み量と確保方策

(単位：人日)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ人数)	76	73	70	69	66	65
②確保方策	76	73	70	69	66	65
施設数(か所)	1	2	2	2	3	3
確保方策と量の見 込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

■量の見込みの推移



(7) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

子育て支援拠点事業を「利用している」又は「利用していないが今後利用したい」と回答した人のニーズ割合を基礎に算出しました。なお、ニーズは「子育て支援センター」と「ちっくんひろば」を含んでいるため、量の見込みは「ちっくんひろば」の児童数を除いて、利用したい人の増加を見込みました。

ニーズ調査の結果を踏まえ、児童数が減少する中でも、令和7年度に向けて利用者の増加を見込みます。

【確保方策】

アンケートでは「現在利用していないが、今後利用したい」と「利用しているが、日数を増やしたい」を合わせると約4割で高いため、下館、明野、関城地区の子育て支援センターのほか、施設の開設等に併せ関係機関と調整しながら、市内の各地域において、子育て支援の拠点を確保していきます。

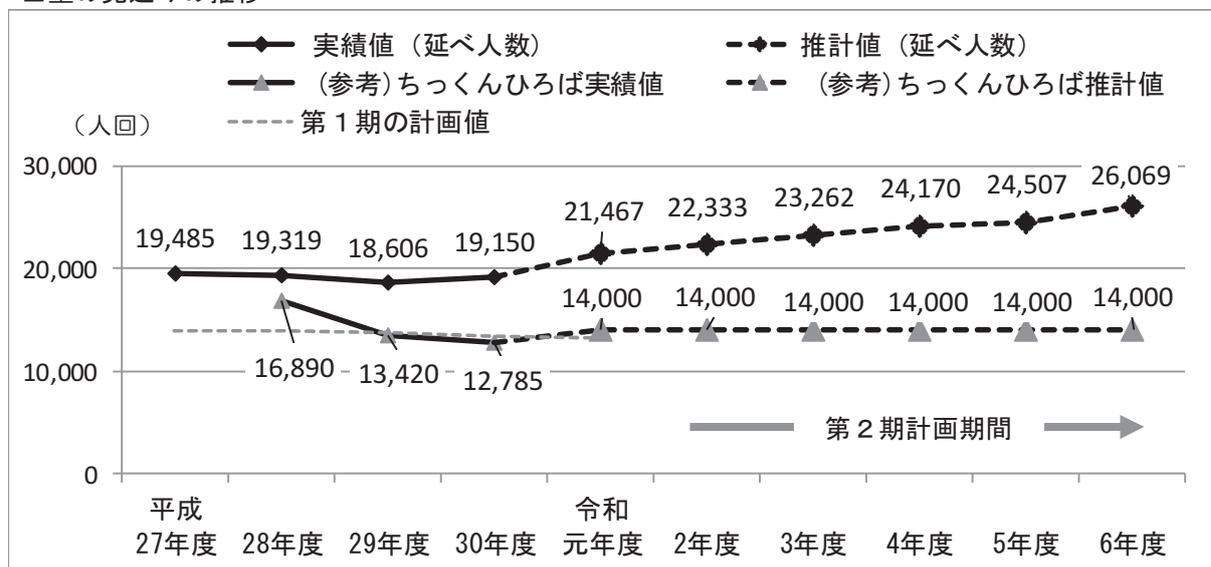
■見込み量と確保方策

(単位：人回)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ人数)	21,467	22,333	23,262	24,170	24,507	26,069
(参考) ちっくんひろば	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
②確保方策	21,467	22,333	23,262	24,170	24,507	26,069
施設数(か所)	10	10	10	10	10	10
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 月の平均利用延べ回数×12か月。各年度末現在。

■量の見込みの推移



(8) 利用者支援事業（基本型・母子保健型）

【量の見込みの考え方】

平成 29 年度に、市内 1 か所（基本型）を整備し、子育て支援コンシェルジュを配置しました。また、令和元年度には、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を整備しています。なお、ニーズ調査では、認知度や利用状況が比較的低いため周知に努めていく必要があります。

【確保方策】

引き続き、現在の基本型・母子保健型の確保、相談体制の充実に努めるとともに市民への周知を図り、市役所など利用者が相談しやすい場所において、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談に保健師等や専門の相談員が応じる体制を確保していきます。

■見込み量と確保方策

(単位：か所)

	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2	2
基本型（か所）	1	1	1	1	1	1
母子保健型 （か所）	1	1	1	1	1	1
確保方策と量の見 込みの差（②－①）	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

(9) 妊婦に対する健康診査

【量の見込みの考え方】

0歳の人口推計を基礎に妊婦健診の実績を踏まえて量の見込みを算出しました。妊産婦健診の利用実績で延べ回数を見込みます。

【確保方策】

妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳の交付の際に、健康管理について説明を行い、妊婦健診の受診票を発行します。

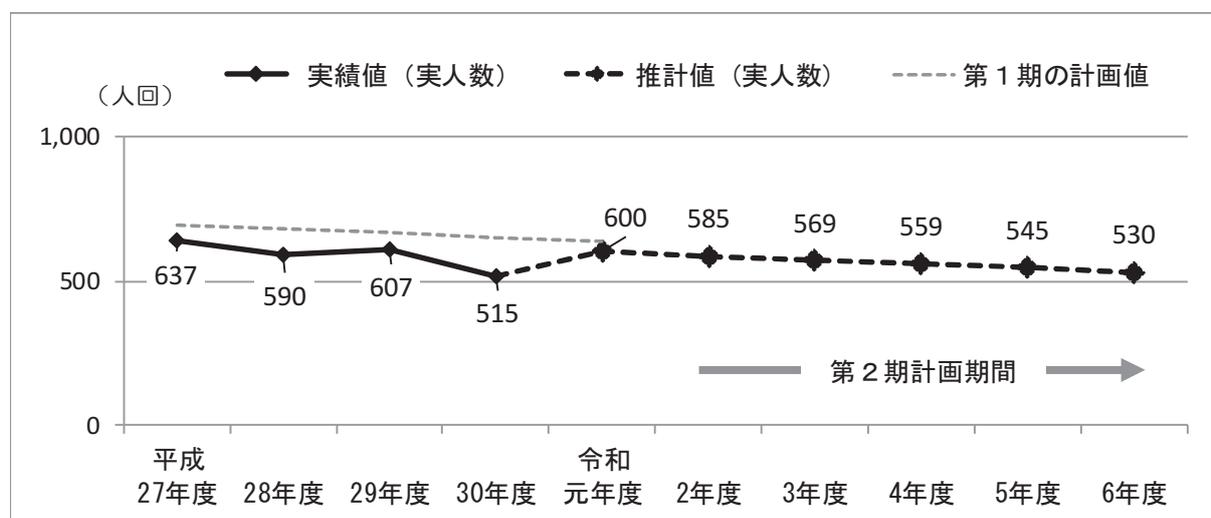
■見込み量と確保方策

(単位:人回)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (延べ回数)	8,401	8,194	7,959	7,807	7,614	7,393
実受診者数	600	585	569	559	545	530
②確保方策	8,401	8,194	7,959	7,807	7,614	7,393
確保方策と量の見 込みの差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

■量の見込みの推移



(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【量の見込みの考え方】

各年度における0歳の人口推計を基礎に算出しました。

【確保方策】

訪問する保健師、助産師、看護師を増やし、全ての乳児家庭への訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

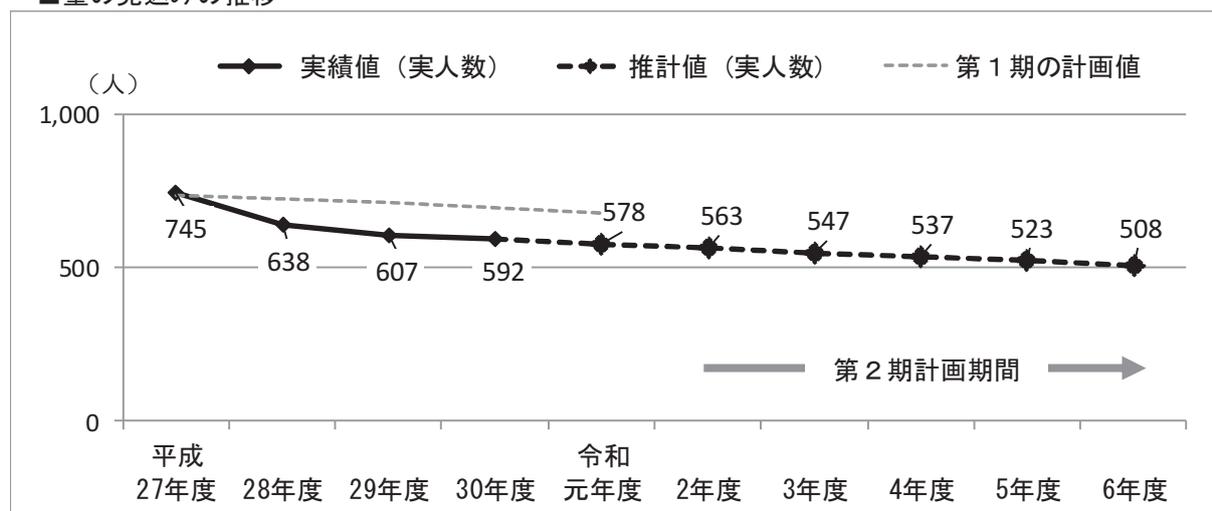
■見込み量と確保方策

(単位：人)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (訪問実人数)	578	563	547	537	523	508
②確保方策	578	563	547	537	523	508
確保方策と量の見 込みの差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

■量の見込みの推移



(11) 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

就学前児童数に対する利用実績を基礎に算出しました。量の見込みは、横ばいを見込みます。

【確保方策】

養育支援が特に必要な家庭への指導・助言等を行う体制を確保します。

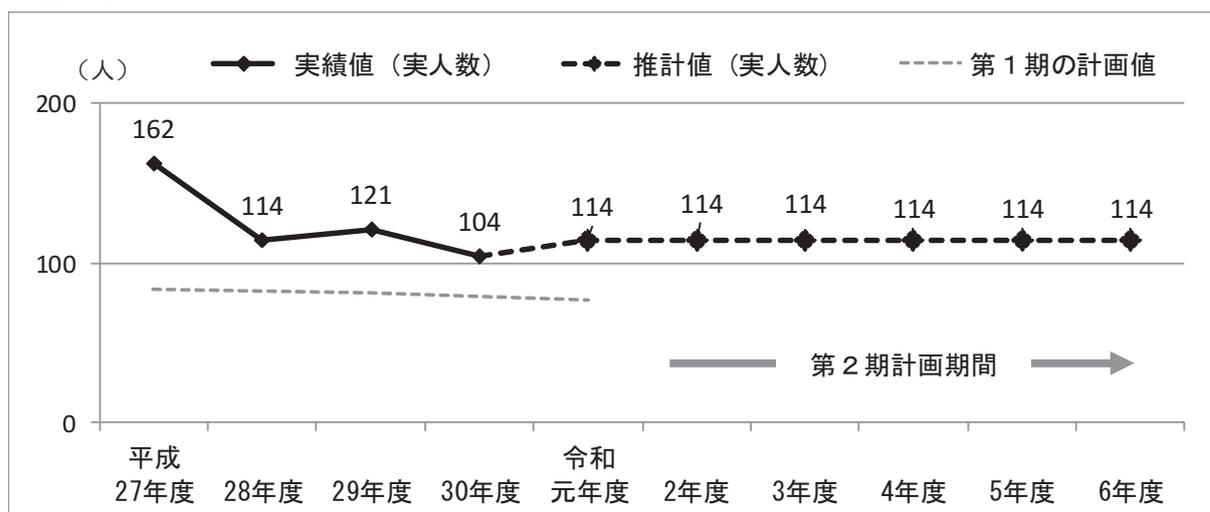
■見込み量と確保方策

(単位：人)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (訪問実人数)	114	114	114	114	114	114
②確保方策	114	114	114	114	114	114
確保方策と量の見 込みの差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在。

■量の見込みの推移



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯に対する助成を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

国の動向を踏まえて、供給体制の必要性に応じ、調査研究を進めます。

4 教育・保育の一体的提供及び推進

本市においては、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる「認定こども園」への移行が進んでいます。

令和元年度現在、認定こども園が18園（幼保連携型15園、幼稚園型3園）あり、令和2年度には「協和なかよし園（幼保連携型）」が新設されるほか、保育所（園）から認定こども園への移行も計画されています。教育・保育の一体的提供を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、さらには、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携などについても、協議、検討を進めていきます。

（1）特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 情報提供や相談支援等の充実

現在、育児休業を取得中で、今後、教育・保育施設等を利用して職場に復帰しようとする保護者に対して、市広報紙やホームページ、育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」、各種事業等を活用しながら、教育・保育施設等の利用に関する情報提供を行っていきます。

また、利用者支援事業（子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター）や地域子育て支援拠点事業等において、教育・保育施設等の利用に関するきめ細かな情報提供や相談支援体制を充実していきます。

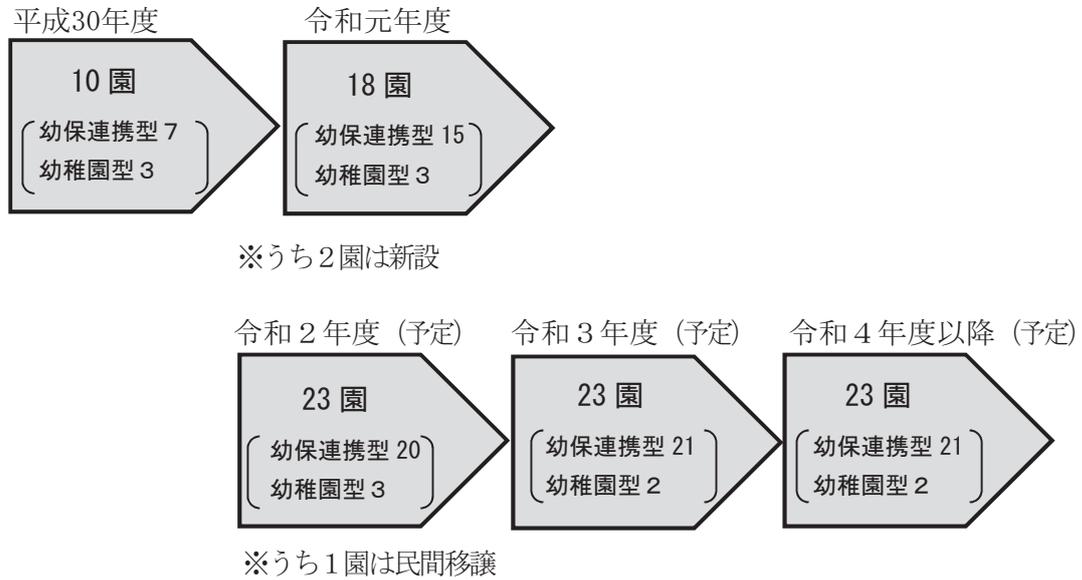
② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

平成31年4月現在、本市において待機児童はいませんが、今後とも保護者が希望どおりに育児休業等を取得した後、地域において教育・保育施設等を利用してスムーズに職場に復帰できるよう、教育・保育施設や地域型保育事業の確保を図ります。

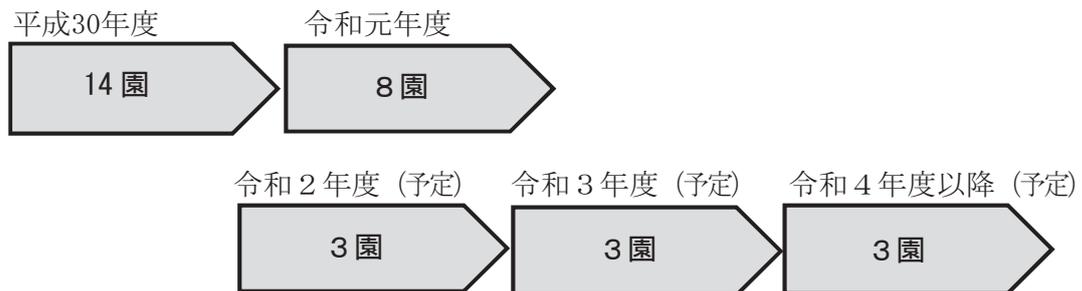
また、保育所（園）の認定こども園への移行、子育て支援事業の整備充実を図ります。

■ 保育所（園）から認定こども園への移行状況

◎ 認定こども園



◎ 保育所（園）



5 子ども・子育て支援に関する施策の推進

(1) 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保と支援

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、本市の教育・保育のニーズ量を基礎として、計画的に特定教育・保育施設等の確保に努めます。

- 特定教育・保育施設等の確保【こども課】
- 市独自による保育料の軽減【こども課】

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

児童相談所など関係機関と連携を強化して、養育支援を必要とする家庭の早期把握と対応に努めます。また、地域の子育て支援機能を活用して虐待の未然防止に努め、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、きめ細かな対策を推進します。

- 要保護児童対策地域協議会の開催【母子保健課】
- 母と子のサポート会議の開催【母子保健課】
- 児童虐待の防止・早期発見・相談支援【こども課、母子保健課】
- SOSの出し方に関する教育の推進と連携強化【指導課】

② ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭に対して生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

また、親の病気など様々な事情により、家庭での生活が困難な子どもを養育する里親制度の周知を図ります。

- 相談体制・自立支援施策の充実【こども課】
- 福祉相談の実施【社会福祉課】
- こども食堂への補助及び学習支援の実施【社会福祉課】
- 子育てや生活に関する支援の充実【こども課、母子保健課】
- 里親制度の活用に向けた取組み【こども課、母子保健課】

③ 障がい児施策の充実等

妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等の充実を図り、受診を推進します。また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障がいのある子どもに関する相談支援を推進します。

- 発達支援事業（発達相談、移動発達相談、発達フォロー教室、発達支援勉強会・情報交換会）の実施【母子保健課】
- 児童発達支援、日中一時支援、保育所等訪問支援【障がい福祉課】
- 放課後等デイサービス【障がい福祉課】
- 障害児福祉手当等の実施【障がい福祉課】
- 医療的ケアが必要な子どもの支援等の充実【障がい福祉課】
- 障がい児の就学支援、教育支援委員会【指導課】

④ 庁内支援体制の充実等

妊産婦及び子どもとその家族が抱える様々な問題を、保健・福祉等の関係課で情報を共有・整理し、庁内で統一した方針で支援を行うための体制づくりを推進します。

- 庁内こども情報交換会の実施【母子保健課】

(3) 子育てと仕事の両立支援

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

男女が家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野においてパートナーとして責任を担う社会が実現できるよう「筑西市男女共同参画基本計画」に基づく各種施策・事業を推進します。また、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発を行います。

その他、育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」と、広報紙やホームページ等を活用した広報活動の中で、子育てに関する情報をより広く、充実した内容で分かりやすく発信していきます。

- 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進【市民協働課】
- 多様な働き方ができる職場推進への周知・啓発【商工振興課】
- 仕事と生活の両立支援のための周知・啓発【商工振興課、市民協働課】

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

子どもの健やかな成長と幸せを最優先しながら、民間活力を積極的に活用して、保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）など、きめ細かな保育サービスの促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援の基盤整備に努めます。

➤多様な働き方に対応した保育サービスの充実【こども課】

- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・一時預かり事業

➤放課後子ども教室【生涯学習課】

➤雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するための周知・啓発【商工振興課】

（４）子どもと親の健康づくり

① 子どもと親の健康の保持・増進

妊娠期から乳幼児期を通じて母子が心身ともに健やかに成長し、安心して育児ができるよう健康診査や保健指導、親の育児不安の解消に向けた学習機会の提供などにより子どもの健やかな成長につなげる支援を行います。

➤妊婦及び産婦に対する健康診査の実施【母子保健課】

妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な出産と産後の身体及び心の健康管理、子どもの健やかな成長のため、各期に必要な健康診査を推進します。

➤母乳育児促進事業【母子保健課】

妊婦に授乳用下着やマザーズバックなどの母乳育児用品の給付を行うことにより、母親が安心して出産・育児に望み、円滑な社会生活が営めるよう支援します。

➤産前産後サポート事業、産後ケア事業の推進【母子保健課】

妊娠・出産による育児不安や精神的不安の解消のため、母子保健コーディネーターや保健師などの専門職による相談や継続した支援を早期から行います。

- 乳児家庭全戸訪問事業の実施（こんにちは赤ちゃん事業）【母子保健課】

全ての乳児家庭への訪問を行い、子育てに関する様々な悩みや不安を聴くとともに子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。
- 妊娠・出産等に関する教室等（マタニティクラス）の開催【母子保健課】

出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを生み育てられるよう、妊産婦や配偶者等を対象とした講座や子どもの健康管理や発達・発育に関する学習など、妊娠・出産・育児に関する知識を学ぶ機会の充実に努めます。
- 乳幼児の健康診査、相談指導の実施【母子保健課】

乳幼児健康診査（3～4か月、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児）などにおいて、乳幼児の疾病の早期発見や健康管理に努め、子育てに関する相談に応じ、安心して子育てができるよう支援します。
- 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口の設置【母子保健課】

庁舎内に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門職が妊娠や出産、子育てに関する情報提供、妊娠期からの支援プランを立案し、安心して子育てできるための支援を妊娠期から継続して行います。
- 乳幼児歯科保健事業の推進【母子保健課】

食生活指導及び健診時にブラッシング指導、教育・保育施設でのフッ化物洗口を行うなど、乳幼児の歯科保健の推進に努めます。
- 定期予防接種、任意予防接種の実施【健康増進課】

予防接種により、病気の発症及び重症化を防ぐため、接種費用の助成を行います。
- 思春期保健事業の実施【母子保健課、指導課】

性に関する知識を普及するために、幼児期から子どもの成長に合わせた教育を行います。子どもたちが「自分を大切にすること」「いのちの大切さ」「思いやりの気持ち」を持つことができるように支援します。
- 食育の推進【母子保健課、健康増進課、指導課】

乳幼児から正しい食生活を身につけていくため、生活リズムについての講座や、食に関する相談指導などを行います。また、子どもの発達段階に応じた食育に関する知識の普及を図り、子どもの頃から心身ともに健康に育つよう努めます。

➤ 訪問型家庭教育支援事業の実施【生涯学習課】

地域の子どもは地域社会全体で育てるという考えに立ち、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心に、保護者の身近な地域で、子育てや家庭教育を支援する活動を行う「家庭教育支援チーム」をつくり、チーム員が家庭を訪問して個別相談や情報提供を実施します。

② 医療支援体制の確保

急な病気の際に適切な医療を速やかに受けることができる夜間休日一次救急診療所を運営し、医療体制を確保します。また、乳幼児健診や子育て講座、育児を応援する行政サービス『ママフレ』等を活用して、子どもの事故防止等に関する情報提供に努めます。

さらに、子育て家庭における医療費の負担軽減を図るとともに、所得制限等により非該当になった家庭等に対して、市独自のはぐくみ医療費支給制度により医療費の負担軽減を図ります。

➤ 夜間休日一次救急診療体制の確保【地域医療推進課】

➤ 事故防止等に関する情報提供【こども課、母子保健課】

➤ 『ちくせい健康ダイヤル24』の周知【健康増進課】

➤ 子育て家庭における医療費負担の軽減【医療保険課】

〔 医療福祉費支給制度（マル福制度）
はぐくみ医療費支給制度 〕

③ 不妊症等に関する支援の充実

将来の妊娠を視野に入れて、女性が妊娠・出産をより健康な状態で迎えられるよう、窓口や電話等での相談体制の充実を図ります。

また、県の不妊治療費助成事業や不妊に関する相談窓口などの情報提供を行うとともに、市の助成制度も充実させていきます。

➤ 不妊に悩む夫婦への経済的負担の軽減【母子保健課】

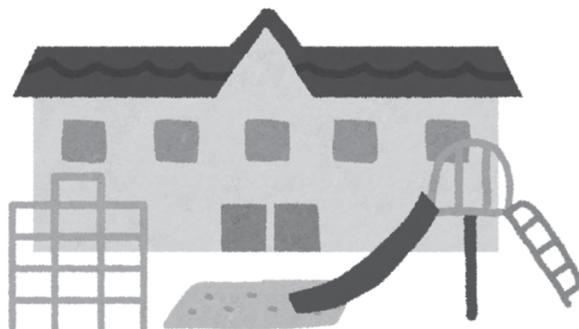
➤ 母子保健コーディネーターによる相談【母子保健課】

(5) 子育て世代に対する経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減することで、少子化対策及び若い世代の定住促進を図るため「誕生祝い金事業」「入学祝い品事業」の実施に向けて詳細を検討していきます。

➤誕生祝い金事業の検討【母子保健課】

➤入学祝い品事業の検討【学務課】



第 5 章

計画の推進方策

(裏白)

1 協働による計画の推進

まちづくりの指針となる「第2次筑西市総合計画」は、あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市を目指しています。

本市はこれまで、県西の中心的なまちとして発展してきましたが、平成7年をピークに人口減少時代に突入し、いかに地域の存続・継承を図るかが課題となっています。

そのため、市の政策として、出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえるために、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが最重要課題となっています。この世代にとって「魅力ある、住んでみたい、住んで良かった」と思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

本計画では、次世代を担う子どもたちや子育て家庭が、安全に安心して暮らし、個々の実力を十分に発揮できる環境を整えること、子育てしやすい環境を整えることを最優先として、行政、市民、事業者、団体等がそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本に、計画を推進していきます。

① 行政の役割

計画の推進に当たっては、全庁的な連携を図っていきます。また、本計画は全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進するものであることから、関係機関・事業者や地域等との連携・調整による適切な事業の実施に努めます。

② 関係機関・事業者との連携

計画の実現に当たっては、行政だけではなく、市全体で子ども・子育て支援に取り組むことが求められます。そのため、市内の子育て支援に関わる、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

③ 地域の役割

市民をはじめ、自治会やNPO、子育てサークルなどの各種団体等を中心に情報提供や交流を図り、子どもの健全育成に関する活動の活性化に努めます。

④ 広域調整や県との連携

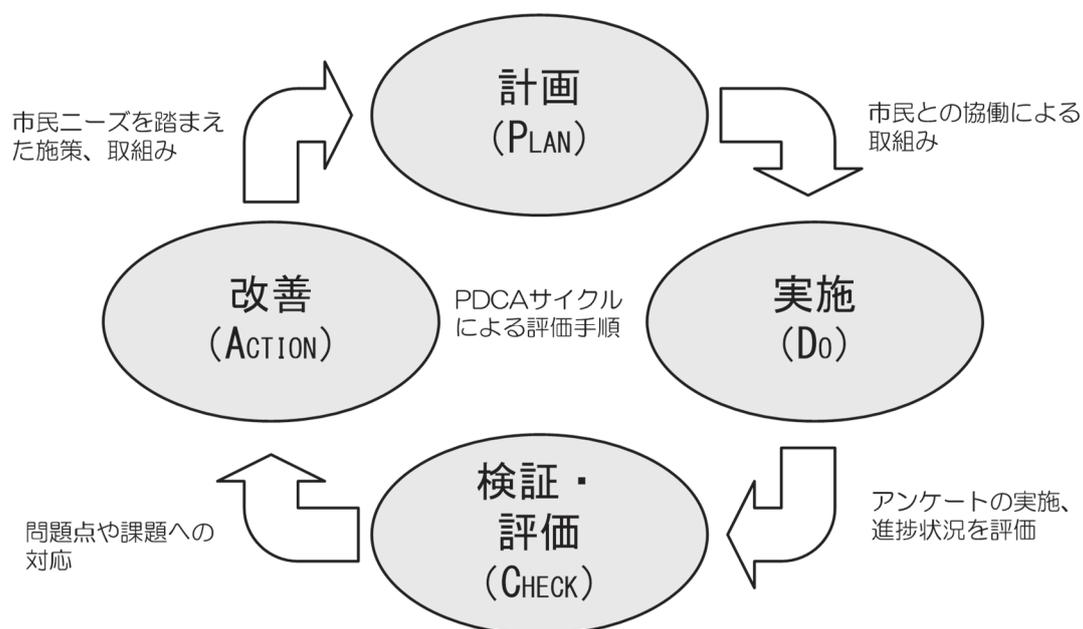
子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）や幼稚園、認定こども園など、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。

2 計画の評価・検証

本計画に掲げる子ども・子育て支援に関連する施策の進捗状況を点検するために、毎年度、子ども子育て会議を開催します。

また、計画の見直し時に合わせて、保育ニーズ等を把握するアンケート調査を実施し、分析のうえ総合評価を行うとともに、次期計画の見直しに向けた課題等を検討し、新たな計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルによる取組みの評価手順



◇資料編◇

(裏白)

① 計画の策定経過

■平成30年度

月日	項目	主な内容
平成31年 2月21日 ～3月12日	ニーズ調査	郵送による配布・回収でアンケート調査を実施。 ①就学前児童の保護者1,000人（回収率62.1%） ②小学校児童の保護者1,000人（回収率62.6%）

■平成31（令和元）年度

月日	項目	主な内容
平成31年 4月18日	第1回筑西市 子ども・子育て会議	1. 特定教育・保育施設の利用定員について 2. 特定教育・保育施設の設置計画について 3. 保育園等の幼保連携型認定こども園への移行について 4. 第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年 7月19日、 31日	関係課ヒアリング	1. 教育・保育事業の提供体制について 2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制について 3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について 4. 子育てと仕事の両立支援について 5. 子どもと親の健康づくりについて
10月25日 ～11月5日	子ども・子育て会議 委員確認	子ども・子育て会議委員から、第2期 筑西市子ども・子育て支援事業計画（素案）について意見聴取
11月8日 ～11月29日	パブリック・コメント	第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月19日	第2回筑西市 子ども・子育て会議	1. 第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 幼児教育・保育無償化の現況について 3. 令和2年度特定教育・保育施設入所申込み状況について 4. 放課後児童クラブ実施要綱改正について

② 筑西市子ども・子育て会議条例

平成26年3月25日

条例第6号

改正 平成28年12月26日条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年第164号）第8条第3項の規定（同法第34条の15第4項の規定により市の権限に属させられた事項に限る。）に基づき、筑西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(平28条例31・一部改正)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、意見を市長に具申する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する事項に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく次世代育成支援行動計画の策定及び変更並びに当該行動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか子ども・子育て支援その他児童福祉に係る施策に関し市長が必要と認めること。

(平28条例31・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健、医療又は教育関係者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援事業主管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

③ 筑西市子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：平成30（2018）年11月1日～令和2（2020）年10月31日

	例規組織	団体等	役職等名	氏名	備考
1	学識経験者	筑西市校長会	会長 (下館小学校長)	田沼 政志	
2	公募による市民	市民代表	子育て経験者	大畑 清子	
3	公募による市民	市民代表	子育て経験者	杉山 道子	
4	公募による市民	市民代表	子育て経験者	後藤 綾乃	
5	市民団体等の代表者	筑西市 地域女性団体連絡会	代表	野澤 和子	
6	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	真壁医師会 筑西支部	筑西支部長	榎戸 久	会長
7	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	児童養護施設 茨城育成園	施設長	深谷 賢一	
8	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	主任児童委員 連絡会	会長	深見 恭子	
9	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	筑西市 保育研究会	会長 (石田保育園長)	新井 平一	
10	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	筑西市 社会福祉協議会	事務局長	上野 昌彦	副会長
11	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	私立幼稚園協議会	会長 (下館幼稚園長)	矢萩 栄司	
12	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	教育委員会 学務課	課長	飯山 正幸	

(敬称略)

④ 筑西市子ども・子育て会議 開催実績

① 平成 28 年度 第 1 回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成 28 年 12 月 14 日（水）午後 3 時から</p> <p>場所：下館武道館 2 階 会議室 B</p> <p>議事：1. 子ども・子育て支援新制度の概要について</p> <p>2. 「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の経過報告について</p> <p>3. 「教育・保育施設の利用定員」について（教育・保育施設の確認）</p> <p>4. 「教育・保育施設の設置計画」について</p> <p>5. 「筑西市子ども・子育て会議条例」の改正について</p>
② 平成 29 年度 第 1 回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 2 時 30 分から</p> <p>場所：筑西市役所本庁舎 2 階 201・202 会議室</p> <p>議事：1. 「第 2 次筑西市総合計画」について</p> <p>2. 「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の経過報告について</p> <p>3. 「教育・保育施設の利用定員」について</p> <p>4. 「教育・保育施設の設置計画」について</p>
③ 平成 29 年度 第 2 回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成 29 年 12 月 27 日（水）午後 2 時 30 分から</p> <p>場所：筑西市役所本庁舎 2 階 201・202 会議室</p> <p>議事：1. 公共施設適正配置の推進について（行政改革推進課）</p> <p>2. 教育・保育施設の設置計画について</p> <p>3. 教育・保育施設の利用定員について</p> <p>4. 筑西市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて</p> <p>5. 協和保育所の民間移譲について</p>
④ 平成 30 年度 第 1 回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成 30 年 7 月 4 日（水）午後 1 時 30 分から</p> <p>場所：筑西市役所本庁舎 4 階 4 B 研修室</p> <p>議事：1. 「筑西市子ども・子育て支援事業計画」の経過報告について</p> <p>2. 「教育・保育施設の利用定員」について</p> <p>3. 「教育・保育施設の設置計画」について</p> <p>4. 協和保育所の民営化及び協和幼稚園の今後について</p>

⑤ 平成30年度 第2回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成30年12月21日（金）午後3時から</p> <p>場所：筑西市役所本庁舎2階 201・202会議室</p> <p>議事：1. 平成30年度における子ども・子育て支援事業の取組について</p> <p>2. 平成31年度保育所等利用申込状況について</p> <p>3. 平成31年度保育所等利用定員について</p> <p>4. 第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p>
⑥ 平成31年度 第1回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：平成31年4月18日（木）午後1時30分から</p> <p>場所：下館武道館3階 会議室E</p> <p>議事：1. 特定教育・保育施設の利用定員について</p> <p>2. 特定教育・保育施設の設置計画について</p> <p>3. 保育園等の幼保連携型認定こども園への移行について</p> <p>4. 第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p>
⑦ 令和元年度 第2回筑西市子ども・子育て会議	
	<p>日時：令和元年12月19日（木）午後1時30分から</p> <p>場所：筑西市役所本庁舎4階 4A研修室</p> <p>議事：1. 第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>2. 幼児教育・保育無償化の現況について</p> <p>3. 令和2年度特定教育・保育施設入所申込み状況について</p> <p>4. 放課後児童クラブ実施要綱改正について</p>

⑤ 用語解説

か行

○核家族

一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。

○企業主導型保育施設

平成28年度に創設された、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設のこと。地域の企業が共同で設置・利用したり、その地域の子どもを受け入れることもできる。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園のこと。

○協働

まちづくりの目標を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等をいかしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴った養育・保護を行う事業。

○子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談に応じ、相談内容に合った情報提供や、その人に合った支援プランを一緒に立て、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う場のこと。

○こども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援員や虐待対応専門員を配置し、継続した子育て支援が必要な家庭に対し、地域の関係機関と連携してそれぞれの家庭に合った支援を実施する場のこと。

○子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

さ行

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

0歳から3歳未満児を対象とした小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。

た行

○待機児童

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。）

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等地域の身近な場所で、就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点のこと。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のこと。

な行

○認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

<幼保連携型>

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一般的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<幼稚園型>

認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<保育所型>

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

○認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当するが、国が定めた基準を満たして認可を受けていない保育施設のこと。

は行

○PDCAサイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

○ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者が互いに助け合いながら活動する組織のこと。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の人たちの協力を得て、子どもたちにスポーツ・文化活動、地域との交流活動などの体験学習の場を提供し、子どもたちの健全育成を図る文部科学省所管の事業であり、筑西市では教育委員会生涯学習課で担当している。

や行

○幼児教育・保育無償化

令和元年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となる制度。幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育及び認可外保育施設等についても利用料が無償化となる（上限あり）。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

⑥ 施設概要

筑西市内の特定教育・保育施設概要

(令和2年4月1日実施予定)

施設名	所在地	電話番号	利用定員			入所可能年齢		開所時間	(延長時間)	
			1号	2・3号	合計	1号	2・3号			
認定こども園										
1	せきじょう(公)	黒子216-1	37-3320	45	180	225	満3歳	産休明	7:30~18:30	(~19:00)
2	さくらこども園	海老ヶ島2019	45-7851	60	60	120	満3歳	6ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
3	明野保育園	海老ヶ島1018-1	52-0162	30	100	130	満3歳	6ヶ月	7:15~18:15	
4	たけのこ保育園	吉田653-1	52-7788	6	90	96	満3歳	産休明	7:00~18:00	(~19:00)
5	ときわの杜	横塚795	57-1515	30	100	130	満3歳	4ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
6	協和なかよし園	門井1975-1	57-5588	60	120	180	3歳	産休明	7:15~18:15	(~19:30)
7	いずみ保育園	羽方186-1	24-5720	15	115	130	3歳	産休明	7:15~18:15	(~19:30)
8	なかだて	中館456-2	24-3333	120	60	180	満3歳	5ヶ月	7:15~18:15	(~19:00)
9	たちばな保育園	五所宮384-2	22-6294	15	100	115	満3歳	6ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
10	川島こども園	小川1845	28-5000	55	110	165	満3歳	6ヶ月	7:15~18:15	
11	川島保育園	女方46-2	28-0419	15	140	155	満3歳	6ヶ月	7:15~18:15	(~18:45)
12	しろはと保育園	西方1644-7	24-1308	15	160	175	3歳	6ヶ月	7:00~18:00	(~18:30)
13	筑子ファミリア保育園	西方1359-1	23-1212	14	90	104	満3歳	産休明	7:00~18:00	(~19:00)
14	石田保育園	西石田1186	24-3525	30	100	130	満3歳	3ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
15	大和保育園	下中山360-10	24-0698	10	120	130	満3歳	6ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
16	ヒロサワ・シティこども園	村田2108-1	21-1234	30	90	120	満3歳	6ヶ月	7:30~18:30	
17	はぐる保育園	岡芹2086	24-9131	30	175	205	満3歳	産休明	7:00~18:00	(~19:00)
18	下館聖母	甲301-4	22-3565	96	44	140	満3歳	6ヶ月	7:30~18:30	(~19:00)
19	愛泉いずみこども園	二木成1273	22-2843	90	80	170	満3歳	5ヶ月	7:00~18:00	(~18:30)
20	筑子保育園	下中山589-1	24-0252	15	80	95	満3歳	産休明	7:00~18:00	(~19:00)
21	下館幼稚園	甲375	22-4115	70	10	80	満3歳	満3歳	7:30~18:30	
22	西方いずみ幼稚園	西方1813-21	24-0409	90	22	112	満3歳	満3歳	7:30~18:30	
23	英光幼稚園	女方241-1	28-0652	45	15	60	満3歳	満3歳 (短時間)	8:00~18:00	
保育園										
1	暁保育園	関本上1393-1	37-6477	0	90	90		5ヶ月	7:30~18:30	(~19:00)
2	暁第二保育園	関本上638-2	37-2585	0	60	60		5ヶ月	7:30~18:30	(~19:00)
3	まつばら保育園	松原152-1	52-0270	0	80	80		6ヶ月	7:00~18:00	(~19:00)
地域型保育事業										
1	少人数制 キッズハウス保育園	小川1391-549	28-5425	0	17	17		3ヶ月 (3号のみ)	7:30~18:30	(~19:00)
幼稚園										
1	明野幼稚園(公)	成井622	52-0147	120	0	120	満4歳		8:10~15:30	

筑西市内の放課後児童クラブ施設概要

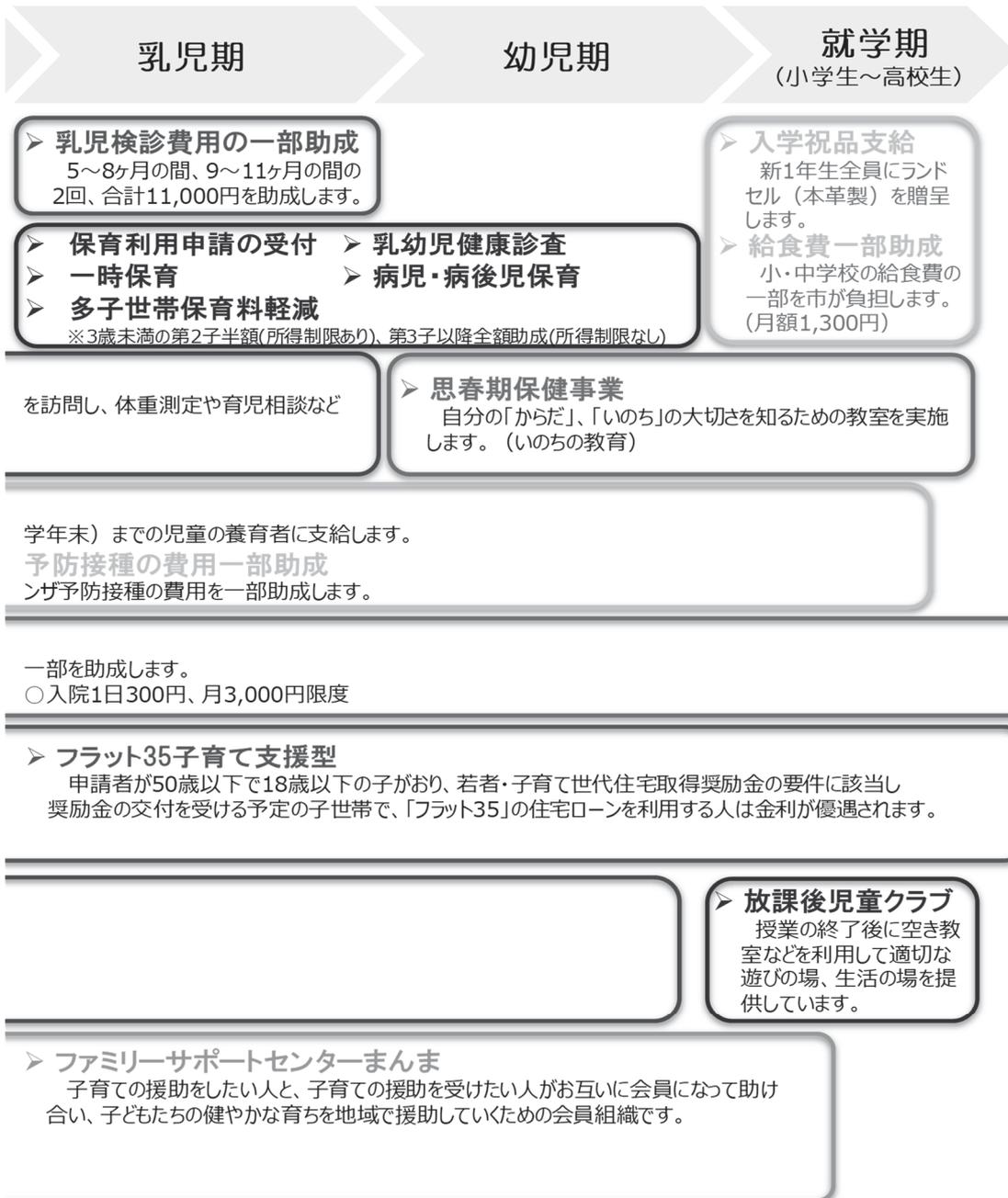
(令和2年4月1日実施予定)

放課後児童クラブ名	実施場所	住所	運営者	電話番号	終了時間	クラス数	預め予定数	延長利用
下小児童クラブ	下館小学校	甲 392-1	保護者会	070-4189-3076	～18:45	3	135	
はぐろっこ児童クラブ	はぐろ保育園	岡芹 2087	社会福祉法人	24-9131	～18:00	1	28	
伊讚小放課後児童クラブ「シルバー・キッズ」	伊讚小学校	西谷貝 469	公益社団法人	080-5682-4181	～19:00	1	38	
川島たんぼぼ児童クラブ	(認)川島保育園	女方 46-2	社会福祉法人	28-0419	～18:00	1	36	○
川小キッズクラブ	川島小学校	伊讚美 1859	保護者会	090-7181-8419	～18:30	1	40	○
川島ひまわり児童クラブ	(認)川島こども園	小川 1391-571	社会福祉法人	28-5000	～18:00	1	40	
児童クラブ「竹島」	竹島小学校	稲野辺 25	社会福祉法人	070-4067-8522	～18:30	1	39	
学童保育しいの実クラブ	筑子保育園	下中山 589	社会福祉法人	24-0252	～18:00	1	48	○
森の学校児童クラブ	(認)大和保育園	下中山 360-10	社会福祉法人	24-0698	～18:00	1	42	
いずみ児童クラブ	(認)愛泉いずみこども園	二木成 1273	学校法人	22-2843	～18:00	1	42	○
放課後児童クラブ ピーチ・キッズ	養蚕小学校	下中山 298	保護者会	070-1073-3711	～19:00	1	30	○
ひいらぎ児童クラブ	(認)たちばな保育園	五所宮 384-2	社会福祉法人	22-6294	～18:00	1	40	○
中小児童クラブ	中小学校	中館 1122-1	保護者会	080-9382-0335	～18:30	1	44	○
児童クラブ「河童」	(認)いずみ保育園	羽方 431-1	社会福祉法人	24-5720	～18:00	1	61	○
野の花児童クラブ	(認)西方いずみ幼稚園	西方 1813-21	学校法人	24-0409	～18:00	1	30	
大田っ子放課後児童クラブ	大田小学校	西方 1748-1	保護者会	48-9688	～18:00	1	80	○
学童保育アミーゴ	筑子ファミリア保育園	西方 1359-1	社会福祉法人	23-1212	～18:00	1	50	○
ハピネスキッズクラブ	(認)石田保育園	西石田 1165-1	社会福祉法人	45-6555	～18:30	1	50	○
関城西小放課後児童クラブ 「シルバー・キッズ」1組	関城西小学校	関本中 388	公益社団法人	080-5682-4181	～19:00	2	80	
関城東小学校学童保育 クラブ	関城東小学校	藤ヶ谷 678	保護者会	37-7324	～18:30	3	96	○
まつぼっくり児童クラブ	まつばら保育園	松原 151	社会福祉法人	52-0324	～18:00	1	40	○
Akeno kids After school club	(認)明野保育園	海老ヶ島 1018-1	社会福祉法人	52-0162	～18:30	1	31	
たけのこ保育園放課後 児童クラブ	たけのこ保育園	吉田 653	社会福祉法人	52-7788	～18:00	1	45	○
ときわ新治児童クラブ	新治小学校	門井 1890-2	社会福祉法人	57-1515	～18:00	1	38	
ときわ古里児童クラブ	古里小学校	桑山 2498-1	社会福祉法人	57-1515	～18:00	1	39	

本市は「人とひととのぬくもりで 子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ まち ちくせい」を目指し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援に取り組んでいます。

■妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービス（令和元年度時点）





※各事業については、変更されることがあります。

第2期 筑西市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

〔発行〕 筑西市
〔編集〕 筑西市 子ども部 子ども課
〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地
Tel 0296 (24) 2104 (直通)
